

自二月二十六日  
至七月二十日

叛亂事件に関する當局發表輯

警  
保  
局

(國)公文書館	
分類	警察庁 9
排架番号	4E
	15-4
	594

594



叛亂事件に関する當局發表輯

凡例

一、本輯は昭和十一年二月二十六日に發生せる帝都叛亂事件に關する關係勅令及當局の發表等を蒐録せるものなり。  
二、蒐録の排列は公布、發表等の月日を逐ひ、且便宜の爲内容の要旨を目次に括弧を附して表示せり。

目次

	(發表官署)	(要旨)	(公布日)	(頁)
一、東京警備司令部	(戰時警備に關する告諭)		二月二十六日	一
二、同 右	(同右、ラヂオ公示)		二月二十六日	一
三、陸軍省	(事件概要)		二月二十六日	一
四、内 閣	(後藤内相の首相臨時兼攝)		二月二十六日	二
五、海軍省	(第一、第二艦隊の警備)		二月二十六日	二
六、内務省	(治安状況)		二月二十六日	三
七、同 右	(同 右)		二月二十六日	三
八、勅令第十八號	(戒嚴令一部適用に關する緊急勅令)		二月二十七日	三
九、勅令第十九號	(勅令第十八號施行に關する件)		二月二十七日	四
一〇、勅令第二十號	(戒嚴司令部令)		二月二十七日	五
一一、辭 令	(戒嚴司令官任命)		二月二十七日	七
一二、戒嚴司令官	(告諭第一號、戒嚴令施行に關するもの)		二月二十七日	七
一三、内 閣	(町田商相の藏相兼攝)		二月二十七日	七
一四、大阪海軍監督官事務所	(第二艦隊港外投錨)		二月二十七日	七

目次

目次

二五、大蔵省	(高橋蔵相薨去)	二月二十七日	八
二六、戒嚴司令部	(警備部隊の上京)	二月二十七日	八
二七、同、右	(警視總監、憲兵司令官への命令)	二月二十七日	八
二八、同、右	(流言浮説に關する注意)	二月二十七日	八
二九、陸軍省	(教育總監代理被仰付)	二月二十八日	九
三〇、戒嚴司令部	(警戒状況)	二月二十八日	九
三一、同、右	(告諭第二號、戒嚴令第十四條全部を適用し叛徒の鎮壓を期す)	二月二十九日	九
三二、同、右	(強行解決を圖るに決す、一般民は其の居所に安定せよ)	二月二十九日	一〇
三三、同、右	(避難其他注意事項)	二月二十九日	一〇
三四、同、右	(用語の統一上行動隊を以後叛軍と稱す)	二月二十九日	一一
三五、同、右	(兵に告ぐ、ラヂオ放送)	二月二十九日	一一
三六、同、右	(市民心得)	二月二十九日	一二
三七、同、右	(避難状況)	二月二十九日	一二
三八、同、右	(叛亂部隊降順鎮定状況)	二月二十九日	一二
三九、同、右	(同右、ラヂオ放送)	二月二十九日	一三
四〇、同、右	(叛亂部隊降得状況、ラヂオ放送)	二月二十九日	一三

三一、同、右	(兵士説得ピラ、四種)	二月二十九日	一四
三二、同、右	(叛亂部隊降順状況)	二月二十九日	一五
三三、同、右	(國內通信禁止解除豫告)	二月二十九日	一五
三四、同、右	(市民心得)	二月二十九日	一六
三五、同、右	(叛亂軍全部鎮定)	二月二十九日	一六
三六、同、右	(避難民帰宅許可、交通管制解除豫告)	二月二十九日	一六
三七、内閣	(首相生在、後藤内相首相臨時代理被免)	二月二十九日	一六
三八、陸軍省	(岡田首相即死發表取消)	二月二十九日	一七
三九、内閣	(叛亂將校免官發令)	二月二十九日	一七
四〇、同、右	(同、右)	二月二十九日	一八
四一、戒嚴司令部	(告諭第三號、治安確保協力方の告諭)	二月二十九日	一八
四二、同、右	(非公式發表、(叛亂事件の概要)	二月二十九日	一九
四三、陸軍大臣	(聲明、事件に對する軍の態度)	二月二十九日	二〇
四四、政府	(聲明、事件に鑑み國民の覺悟を促すもの)	三月一日	二一
四五、警視廳	(刑獄警察官の氏名)	三月一日	二二
四六、戒嚴司令部	(叛亂參加軍人の措置に關するもの)	三月一日	二三

目次

四七、内閣	(叛亂將校の位返上、勳等、功級、記章機軸)	三月一日	二四
四八、宮内省	(叛亂將校の位返上理由)	三月二日	二四
四九、内閣	(山本又免官發令)	三月二日	二五
五〇、同右	(山本元少尉位返上、勳等、記章機軸)	三月三日	二五
五一、戒嚴司令部	(談、事件經過概要)	三月四日	二五
五二、同右	(戒嚴部隊歸還状況)	三月四日	二七
五三、同右	(山本元少尉自首に關するもの)	三月四日	二七
五四、勅令第二十一號	(東京陸軍、法會議特設に關する緊急勅令)	三月四日	二七
五五、警視廳	(事件に際し警視廳の治安維持に對する方針及其の狀況)	三月四日	二八
五六、内閣	福田秘書官談(岡田首相生存の經過概要)	三月五日	二八
五七、戒嚴司令部	(河野大尉死亡)	三月六日	二九
五八、同右	(叛亂參加下士官兵の所屬隊及數)	三月六日	三〇
五九、同右	(北、西田其他民間側檢挙狀況)	三月十日	三〇
六〇、同右	(戒嚴部隊歸還状況)	三月十六日	三〇
六一、陸軍省	(叛亂參加兵取調状況)	三月十九日	三〇
六二、戒嚴司令部	(戒嚴部隊歸還状況)	三月十九日	三一

六三、陸軍省	(事件責任者の處分及之に伴ふ人事異動並之に關する陸相談話)	三月二十三日	三一
六四、同右	(地方長官會議に於ける陸相口演要旨)	三月二十六日	三四
六五、同右	(佐官以下責任者處分及之に伴ふ人事異動)	三月二十八日	三六
六六、辭令	(戒嚴司令官異動)	四月二日	四四
六七、戒嚴司令部	(告諭第四號、戒嚴令存続の理由)	四月二日	四四
六八、戒嚴司令部	(戒嚴部隊歸還状況)	六月三日	四五
六九、同右	(談、戒嚴部隊の歸還に際し一般民衆の配慮に對する感謝)	六月三日	四五
七〇、同右	(戒嚴部隊歸還状況)	六月十九日	四五
七一、陸軍省	(事件關係者の處刑及判決理由)	七月七日	四五
七二、同右	(事件責任者の豫備役編入)	七月十日	六六
七三、同右	(香田清貞外十四名の死刑執行)	七月十二日	六七
七四、勅令公布	(戒嚴解除に關する緊急勅令、勅令第一八九號)	七月十七日	六七
七五、陸軍省	(勅令第一九〇號、勅令第一九一號、第一師管の戰時警備は七月十八日解除)	七月十八日	六八

一、東京警備司令官告諭  
 全般第一師管ニ戰時警備ヲ命ゼラル、本職ハ茲ニ大命ヲ奉ジ軍隊ノ一部ヲ所要方面ニ出動セシメタリ  
 今回ノ出動ハ帝都ノ治安ヲ維持シ緊要ナル物件ヲ保護スル目的ニ出ツルモノナリ、軍隊出動ノ目的以上ノ如シ、本職ハ官  
 民ノ互ニ相戒メ諷言ヲ慎ミ秩序ノ維持ニ協力セラレムコトヲ切望ス  
 昭和十一年二月二十六日  
 東京警備司令官 香 椎 浩 平  
 一、對スル官廳公示  
 二月二十六日午後七時ヲオニ依リ公表  
 一、本日午後三時第一師團管下戰時警備下命セラル  
 二、戰時警備ノ目的ハ兵力ヲ以テ重要物件ヲ警備シ併セテ一般ノ治安ヲ維持スルニアリ  
 三、目下治安ハ維持セラレアルヲ以テ一般市民ハ安堵シテ各其ノ業ニ従事セラルベシ  
 三、陸軍省發表 二月二十六日午後八時十五分  
 本日午前五時頃一部青年將校等ハ左記箇所ヲ襲撃セリ  
 首相官邸 岡田首相即死  
 齋藤内大臣私邸 内大臣即死  
 渡邊教育總監私邸 教育總監即死  
 叛亂事件に關する當局發表輯

一、東京警備司令官告諭  
 全般第一師管ニ戰時警備ヲ命ゼラル、本職ハ茲ニ大命ヲ奉ジ軍隊ノ一部ヲ所要方面ニ出動セシメタリ  
 今回ノ出動ハ帝都ノ治安ヲ維持シ緊要ナル物件ヲ保護スル目的ニ出ツルモノナリ、軍隊出動ノ目的以上ノ如シ、本職ハ官  
 民ノ互ニ相戒メ諷言ヲ慎ミ秩序ノ維持ニ協力セラレムコトヲ切望ス  
 昭和十一年二月二十六日  
 東京警備司令官 香 椎 浩 平  
 一、對スル官廳公示  
 二月二十六日午後七時ヲオニ依リ公表  
 一、本日午後三時第一師團管下戰時警備下命セラル  
 二、戰時警備ノ目的ハ兵力ヲ以テ重要物件ヲ警備シ併セテ一般ノ治安ヲ維持スルニアリ  
 三、目下治安ハ維持セラレアルヲ以テ一般市民ハ安堵シテ各其ノ業ニ従事セラルベシ  
 三、陸軍省發表 二月二十六日午後八時十五分  
 本日午前五時頃一部青年將校等ハ左記箇所ヲ襲撃セリ  
 首相官邸 岡田首相即死  
 齋藤内大臣私邸 内大臣即死  
 渡邊教育總監私邸 教育總監即死  
 叛亂事件に關する當局發表輯

叛亂事件に関する當局發表稿

鈴木侍從長官邸

侍從長重傷

高橋大藏大臣私邸

大藏大臣負傷

牧野前内大臣宿舎

牧野伯爵不明

(湯河原伊藤屋旅館)

東京朝日新聞社

此等將校等ノ騷起セル目的ハ其ノ趣意書ニ依レバ内外重大危急ノ際元老、重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等ノ團體破壊ノ

元兇ヲ排除シ以テ大義ヲ正シ國體ヲ擁護開顯セントスルニアリ

右ニ關シ在京部隊ニ非常警備ノ處置ヲ講ゼシメタリ

四、内閣發表

二月二十六日午後

現内閣ノ首席閣僚タル後藤内相ニ對シ二十六日午後左ノ如ク兼任内閣總理大臣臨時代理ヲ仰セツケラレタル旨内閣ヨリ發表サル

内務大臣 正三位勳一等 後藤 文夫

五、海軍省發表

二月二十六日午後八時四十分

一、第一艦隊第二艦隊ハ各東京灣及ヒ大阪灣警備ノタメ廻航ヲ命ゼラレソレレ二十七日入港ノ豫定

二、横須賀警備隊ハ東京港警備ヲ命ゼラレ二十六日午後芝浦ニ到着セリ

六、内務省發表

二月二十六日午後九時十五分

曩ニ陸軍省ヨリ發表セラレタル事件ニ關シテハ帝都及ヒ全國各地方共一般治安ハ維持セラレ人心ハ動搖ナク平靜ナリ

七、内務省發表

二月二十六日午後十二時

其ノ後各地方ヨリ來著セル情報ニ依レバ各地方共何等事故ナク平穩ナリ、帝都ニ於テハ軍隊、憲兵、警察官相協力シテ治安ノ維持ニ當リツ、アリ一般ニ平穩ナリ

尙東京警備司令部ヨリ告諭ノ發表アリ

八、勅令第十八號

二月二十七日午前二時五十分

勅 令 (官報號外)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十二年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

後藤 文夫

内務大臣 後藤 文夫

海軍大臣 男爵 大角 岑生

叛亂事件に関する當局發表稿

叛亂事件に関する當局發表書

四

外務大臣 廣田 弘毅  
 司法大臣 小 原文直  
 商工大臣 町 田 忠 治  
 農林大臣 山崎 達之輔  
 鐵道大臣 内 田 信 也  
 拓務大臣 伯 兒 玉 秀 雄  
 陸軍大臣 川 島 義 之  
 逓信大臣 望 月 圭 介  
 文部大臣 川 崎 卓 吉

勅令第十八號

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

九、勅令第十九號

二月二十七日

朕昭和十一年勅令第十八號ノ施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

六、御名 御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣

後 藤

文 夫

陸軍大臣

川 島

義 之

勅令第十九號

昭和十一年勅令第十八號ニ依リ左ノ區域ニ戒嚴令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用ス

東京市

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一〇、勅令第二十號

二月二十七日

朕戒嚴司令部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣

後 藤

文 夫

陸軍大臣

川 島

義 之

叛亂事件に関する當局發表書

五



叛亂事件に関する當局發表稿

勅令第二十號

戒嚴司令部令

- 第一條 戒嚴司令官ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ東京市ノ警備ニ任ズ
- 戒嚴司令官ハ其ノ任務達成ノ爲前項ノ區域内ニ在ル陸軍軍隊ヲ指揮ス
- 第二條 戒嚴司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣ノ區域ヲ承ク
- 第三條 戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ク
  - 參謀長 參謀 副官 管理部長 經理部長 軍醫部長 部附 部員 衛兵長 憲兵長 准士官 下士官 判任文官
- 第四條 參謀長ハ戒嚴司令官ヲ輔佐シ事務整理ノ責ニ任ズ
- 第五條 參謀ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル
- 第六條 副官ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌ル
- 第七條 管理部長、經理部長、軍醫部長ハ戒嚴司令官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌理ス
- 第八條 部附、部員、衛兵長、憲兵長ハ各上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第九條 准士官、下士官、判任文官ハ各上官ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
當分ノ内東京市内ニ於ケル東京警備司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

一六、勅令第二十號 二月二十七日

一八、戒嚴司令官

東京警備司令官兼東部防衛司令官  
官階軍中將正四位勳一等功四級 香 椎 浩 平

一三、戒嚴司令官 第一號 二月二十七日午前七時五十五分

今般昭和十一年勅令第十八號及第十九號(二月二十七日官報公布)ヲ以テ東京市ノ區域ニ戒嚴令中一部ノ施行ヲ令セラレ是レ蓋シ前告諭ニ示セル如ク帝都附近全般ノ治安ヲ維持シ緊要ナル物件ヲ援護スルトモニ赤系分子等ノ自動ヲ未然ニ防遏スルノ目的ニ出ツ、茲ニ本職ハ大命ヲ奉ジ兵力ヲ以テ戒嚴地境ヲ警備シ地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ關係アルモノヲ管掌セントス、地境内官民克ク其ノ理ヲ辨ヘ協力一致深ク言動ヲ慎ミ本職ヲ信倚シ以テ戒嚴ノ施行ヲシテ遺憾ナカラシメシコトヲ期スベシ

昭和十一年二月二十七日 戒嚴司令官 香 椎 浩 平

一三、内 閣 二月二十七日午前九時

二月二十七日午前九時大藏大臣親任式ヲ左ノ如ク舉ゲラル

一五、兼任大藏大臣

一四、大阪海軍監督事務所發表稿

叛亂事件に関する當局發表稿

叛亂事件に關する當局發表

六

- 一、加藤陸軍中將ノ率キル第二艦隊旗艦愛宕以下各艦ハ二十七日午前九時四十分港外ニ投錨セリ
- 二、大藏省發表 二月二十七日午後四時
- 三、高橋大藏大臣ハ二月二十六日不慮ノ災禍ニヨリ重傷ヲ負ハレ同日遂ニ薨去セラレタリ
- 四、戒嚴司令官發表 二月二十七日午後四時
- 五、シテ此等ノ部隊ハ既ニ昨二十六日夜半著京セリ
- 六、目下東京市内ハ平穩ニシテ其ノ後變化ナシ
- 七、戒嚴司令官發表 二月二十七日午後四時四十分
- 八、二十七日戒嚴司令官ヨリ警視總監及憲兵司令官宛軍事ニ關係アル警察事務ニ關シ左ノ如ク命ゼラル
- 九、一、集會及時勢ニ妨害アリト認ムル新聞、雜誌、廣告等ノ停止
- 二、銃砲彈藥、兵器ノ賣買及授受禁止
- 三、交通ハ停止セズ(平常通り)
- 四、替戒設備ヲ嚴ニス
- 五、戒嚴司令官發表 二月二十七日午後九時三十分
- 六、目下東京市中ニ於テ種々流言ガ行ハレ御心配ノ向モアルヤウデアリマスガ戒嚴司令官ハ必要ノ軍隊ヲ以テ嚴重ニ警備シ帝都ノ治安ヲ確實ニ維持セラレテ居リマスカラ徒ラニ風説ニ迷ハサレヌヤウ御注意下サイ

一九、陸軍省發表

二月二十八日附被令

教育總監本部長 陸軍中將 中村孝太郎

二〇、戒嚴司令官發表

二月二十八日午後十時

- 一、一昨二十六日早朝騒擾ヲ起シタル數百名ノ部隊ハ目下麹町區永田町附近ニ位置シアルモ之ニ對シテハ戒嚴司令官ニ於テ適應ノ措置ヲ講ジツ、アリ
- 二、前項部隊以外ノ戒嚴司令官轄下ノ軍隊ハ陛下ノ大命ヲ奉ジテ行動シツ、アリテ軍紀嚴正、志氣亦旺盛ナリ
- 三、東京市内モ麹町區永田町附近ノ一小部分以外ハ平穩ナリ又其ノ他ノ全國各地ハ何等ノ變化ナク平穩ナリ
- 四、戒嚴司令官告諭第二號 二月二十九日午前六時
- 五、本職ハ更ニ戒嚴令第十四條全部ヲ適用シ斷乎南部麹町區附近ニ於テ騒擾ヲ起シタル叛徒ノ鎮壓ヲ期ス然レドモソノ地域ハ狹小ニシテ波及大ナラザルベキヲ豫想スルヲ以テ官民一般ハ前告諭ニ示ス兵力出動ノ目的ヲヨク理解シ特ニ平穩ナルヲ要ス

昭和十一年二月二十九日

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

叛亂事件に關する當局發表

九

叛亂事件に関する當局發表

二二、戒嚴司令部發表 二月二十九日午前六時

二月二十六日朝驟起セル部隊ニ對シテハ各ソノ固有ノ所屬ニ復歸スルコトヲ各上官ヨリ有ニル手段ヲ盡シ誠意ヲ以テ再三再四説諭シタルモ彼等ハ遂ニコレヲ聽キ容ル、ニ至ラズ、抑モ驟起部隊ニ對スル措置ノクメ時日ノ遷延ヲ敢テ辭セザリシ所以ノモノハ若シコレガ鎮壓ノクメ強行手段ヲ取ルニ於テハ流血ノ慘事或ハ免ル、能ハズ不幸スル情勢ヲ招來スルニ於テハソノ被彈地域ハ洵ニ畏クモ宮城ヲ始メ皇王族邸ニ及ビ奉ル虞レモアリ且ソノ地域内ニハ外國公館ノ存在スルアリ斯ル情勢ニ導クコトハ極力コレヲ回避セザルベカラザルノミナラズ皇軍五ニ相擊ツガ如キハ皇國精神上眞ニ忍ビ得ザルモノアリシニ因ルナリ、然レドモ徒ニ時日ノミヲ遷延セシメテ而モ治安維持ノ確保ヲ見ザルハ洵ニ恐懼ニ堪ヘザル所ナルヲ以テ上奏ノ上勅ヲ奉シ現勢ヲ撤シ各所屬ニ復歸スベキ命令ヲ昨日傳達シタル所彼等ハ尙モコレニ聽カズ遂ニ勅命ニ抗スルニ至レリ、事既ニ茲ニ至ル、遂ニ已ムナク武力ヲ以テ事態ノ強行解決ヲ圖ルニ決セリ、右ニ關シ不幸兵火ヲ交フル場合ニ於テモソノ範圍ハ廻町區永田町附近ノ一小地域ニ限定セラルベキヲ以テ一般民衆ハ徒ニ流言蜚語ニ迷ハサル、コトナク努メテソノ居所ニ安定センコトヲ希望ス。

二三、戒嚴司令部發表 二月二十九日午前七時十分

萬一流彈アルヤモ知レズ戰鬪區域附近ノ市民ハ次ノ様ニ御注意下サイ

一、銃聲ノスル方向ニ對シテ掩護物ヲ利用シ難ヲ避ケル事

二、ナルベク低イ處ヲ利用スル事

三、屋内デハ銃聲ノスル反對側ニ居ル事

四、立退區域 市電三宅坂カラ赤坂見付、溜池、虎ノ門、櫻田門、警視廳前、三宅坂ノ結ビ線ハ戰鬪區域ニナルカラ立退ノ事、コノ區域内ニハ國會議事堂、霞關離宮、閑院宮邸、外務省、警視廳、府立一中等ガアル

五、立退隨意區域 半藏門前警視廳監官倉カラ辨慶橋ヲ繋グ外廓ヲ行キ黒田侯邸カラ大倉商業、鞆南坂上、虎ノ門ヲ繞ル區域

二四、戒嚴司令部 二月二十九日午前八時

用語ノ統一上旗幟ヲ鮮明ニスル爲メニ以後行動隊ヘ之ヲ叛軍ト稱ス

二五、戒嚴司令部發表

二月二十九日午前八時四十五分ヲチオニヨリ放送

兵ニ告グ 勅令ガ發セラレタノデアアル

既ニ天皇陛下ノ御命令ガ發セラレタノデアアルオ前達ハ上官ノ命令ヲ正シイモノト信ジテ絕對服從ヲシテ誠心誠意活動シテ來タノデアアラウガ既ニ天皇陛下ノ御命令ニヨツテオ前達ハ原隊ニ復歸セヨト仰セラレタノデアアル。此ノ上オ前達ガ飽クマデモ抵抗ヲ續ケタナラバソレハ 勅命ニ反抗スルコト、ナリ逆賊トナラナケレバナラナイ。正シイ事ヲシテキルト信ジテキタノニ、ソレガ間違ツテキタト知ツタナラバ、最早オ今迄ノ行キガカリヤ、義理上カラ何時マデモ反抗的態度ヲ取ツテ 天皇陛下ニ叛キ奉リ、逆賊トシテ汚名ヲ永久ニ受ケル様ナコトガアツテハナラナイ。

今カラデモ決シテ違クナイカラ、直ニ抵抗ヲ止メテ、軍旗ノ下ニ復歸スル様ニセヨ。ソウシタラ今迄ノ罪モ許サレルノデアアル。オ前達ノ父兄ハ勿論ノコト、國民全體モソレヲ心カラ祈ツテキルノデアアル。速カニ現在ノ位置ヲ棄テ、歸ツテ來

叛亂事件に関する當局發表

叛亂事件に関する當局發表稿

一一三

二六、戒嚴司令部發表稿

二月二十九日午前

市民心得  
本二十九日麹町區南部附近ニ於テ多少ノ危険ガ起ルカモ知レヌガ其ノ他ノ地域内ハ危険ノ虞ナシト判断サレル。市民ハ戒嚴令下ノ軍隊ニ信頼シ沈著冷靜ヨク司令ノ指導ニ服シ特ニ左ノ注意ヲ嚴守セヨ。

一、別ニ示ス時機迄外出ヲ見合ハセ自宅ニ在ツテ特ニ火災豫防ニ注意セヨ。

二、特別ニ命令ノアツタ地域ノ外避難シテハナラス。

三、適時正確ナ情況ヲ指示ヲ「ラヂオ」其ノ他ニ依リ傳達スルヲ以テ流言蜚語ニ迷ハズ常ニ之等ニ注意セヨ。

昭和十一年二月二十九日

戒嚴司令部

香 椎 浩 平

二七、戒嚴司令部發表稿

二月二十九日午前八時十分

避難ヲ命ゼラレタル地区ノ住民ハ整々ト避難シ何等ノ混亂ヲ惹起シマセズシテ

避難ヲ命ゼラレタル地区以外ノ方々モ落着イテ居テ下サイ。何等御心配アリマセン。

二八、戒嚴司令部當局談

二月二十九日午前十時

二十六日以来部隊ヲ率キテ永田町附近ニ占據セル矯激ナル一部青年將校ハ奉勅命令ガ下ツタノニモ拘ラズソレニ服從セズ

途ニ叛徒トナリ終ツタコレ等青年將校ニ對シテハ三日間ニ互リ陸軍大臣、戒嚴司令官、師團長、聯隊長其ノ他陸軍首腦者同僚等ヨリ晝夜ヲ間ハズ熱誠ヲ以テ原所屬ニ復歸スルヤウ説得シタガ一應之ニ聽從スルガ如キ形勢ヲ示シタル事數回ニ及ンダガ忽チ前言ヲ翻ス等ノ事アリ遂ニ奉勅命令ニ反旗ヲ翻シテシマツタノハ返ス／＼モ遺憾ニ堪ヘナイ、併シ彼等ニ率キラレテ居ル兵士達ハ何モ事情ヲ知ラヌ者ガ多イ事ハ勿論ノ事デアツテ且將校ノ命ノマニマニコレニ率キラレテ出テ行ツタモノガ大部分デアツテ彼等ヲ叛徒ト見ル事ハ誠ニ忍ビナイモノガアルノデ今日ニ至ル迄之等兵士ニ對シテハソレソレ長官即チ師團長聯隊長ヨリ順逆ノ義ヲ説キ説得大イニ努メタ、場所ニ依ツテハ一兵ニ對シテ馬ヲ降りテ説ク等極力努力シタノデアアル、又可成リ各所ニ散在モシテキルノデ昨夜來順逆ノ理ヲ明カニシテ説得書、ビラ等ヲ撒布シ又飛行機ヲ以テ之等ヲ撒布シテキル、コノ外廣告用氣球ノ利用、電話ノ利用等凡ユル手段ヲ講ジテ居ル、コレガ爲昨夜ヨリ今拂曉ニカケ下士官以下百數名ノ歸順者ガアツタガ午前九時頃赤坂山王ホテル附近ニ於テ凡ソ百五十名赤坂見付附近ニ於テ凡ソ二十名午前九時二十分頃赤坂溜池方面ニ於テ凡ソ百二十名ノ歸順者ガアツタ、コノ分デユケバ續々歸順ヲ見ルモノト思ハレル、幸ニシテ只今迄マダ兵火ヲ交ユルニ至ツテ居ラズ

二九、戒嚴司令部發表稿

二月二十九日午前十一時十分

一、午前十時稍、前、參謀本部附近ニ於テ機關銃ヲ有スル下士官以下約三十名歸順セリ

更ニ各方面ニ於テ歸順ノ徵候アリ

二、幸ニシテ只今ニ至ルマデ未ダ兵火ヲ交ヘアラズ

三〇、戒嚴司令部發表稿

二月二十九日午前十時五十四分

ラヂオニ依リ放送

一一三

叛亂事件に関する當局發表稿

叛亂事件に関する當局發表

- 一、第一師團方面ニ於テハ叛亂軍ニ對シ戰車ヲ派遣シテ「兵士説得ノビラ」ヲ撒布セリ
- 二、飛行機ヲ以テスル兵士説得ビラノ撒布ハ依然繼續シツ、アリ
- 三、今朝避難ヲ命ゼラレ退去シタル者ノ財産ハ戒嚴部隊ノ進出ニ伴ヒ憲兵及警察官ヲシテ逐次保護ニ任ゼシメツ、アリ
- 四、幸ニシテ只今ニ至ルマデ兵火ヲ交ヘアラズ

戒嚴司令部 二月二十九日

兵士説得ノビラ

(一)

諸士ノ指揮官ハ

勅命にそむいて

既に返逆者の汚名を受けてゐる

皇軍が私兵か 順逆をわきまへよ

歸へれい今すぐ 我等の軍旗の下へ

(二)

戒嚴司令部

勅令に依り既に原隊に復歸したものがあ

お前等も早く歸つて来い

三八 今からでも遅くはない

戒嚴司令部

(三)

お前達の中から逐次奉勅命令の御趣旨を體して原隊へ復歸するものを生じつゝあるは

今からでも遅くはない、早く抵抗を止めて歸つて来い

(四)

下士官兵ニ告グ

一、今カラデモ遅クナイカラ原隊ヘ歸レ

二、抵抗スル者ハ全部逆賊デアアルカラ射殺スル

三、オ前達ノ父母兄弟ハ國賊トナルノデ皆泣イテオルソ

戒嚴司令部 二月二十九日

戒嚴司令部發表

二月二十九日午前十一時三十四分

午前十時五十分首相官邸及山王ホテルニ在ル極小部隊ヲ除キ叛亂部隊ノ下士官兵ノ殆ンド全部ハ大ナル抵抗ヲナサズシテ

歸順シタルヲ以テ間モナク叛亂ノ鎮定ヲ見ルニ至ルベシ

戒嚴司令部發表

二月二十九日午前十一時三十五分

叛亂事件に関する當局發表

叛亂事件に関する當局発表

- 一、治安ノ回復モ近キニアリト思ヒマスカラ近ク國內通信ノ禁止ハ解除セラル、豫定
- 二、避難者ノ状態ハ平穩、避難者ノ歸還ノ時機ハ後刻命令アルヲ以テ無斷歸宅ヲ禁止シマス
- 三、戒嚴司令發表 二月二十九日午後一時三十分
- 四、避難民ハ未ダ歸宅ヲ許サレナイガ南郷町區附近ノ危險區域外ノ親戚知友ノ所ヘハ行ツテモ宜シイ
- 三六、戒嚴司令發表 二月二十九日午後三時
- 叛亂部隊ハ午後二時頃ヲ以テ其ノ全部ノ歸順ヲ終リ茲ニ全ク鎮定ヲ見ルニ至レリ
- 三六、戒嚴司令發表 二月二十九日午後三時二十分
- 一、避難サレタ方々ハ只今ヨリ憲兵、警察官ノ指示ヲ受ケ自宅ニ御歸リ下サイ
- 二、環狀線ハ交通制限ハ午後四時十分以後解除致シマス
- 三七、内閣發表 二月二十九日午後四時五十分
- 今回ノ事件ニ際シ岡田首相ハ官邸ニ於テ遭難セラレテ居タモノト傳ヘラレ誠ニ痛惜ニ堪エヌ次第デアツタガ圖ラズモ今日迄首相ト信ジラレテキタ遭難者ハ義弟ノ松尾大佐デアツテ首相ハ安全ニ生存セラレテキタコトガ判明シタ、昨朝首相ハ先ツ後藤臨時代理ヲ經テ閣下ニ辭表ヲ捧呈シ同夕刻參内シテ天機ヲ奉伺スルト共ニ今回ノ事件ニ對シ宸襟ヲ惱マン奉リ恐懼ニ堪ヘザル旨深ク御詫ヲ申上ゲタ所優渥ナル御沙汰ヲ拜シ恐懼感激シテ御前ヲ退下シタノデアル、次デ後藤内務大臣ニ對シ内閣總理大臣臨時代理被免ノ辭令ガ發セラレタ
- 三八、陸軍省發表 二月二十九日

二月二十六日午後八時十五分陸軍省發表中岡田首相即死トアルハ之ヲ取消ス

三九、内閣發表 二月二十九日午後四時四十五分

- 陸軍歩兵大尉 香田清真
- 同 安藤輝三
- 同 野中四郎
- 陸軍歩兵中尉 中橋塞明
- 同 栗原安秀
- 同 丹生誠忠
- 同 坂井直
- 陸軍砲兵中尉 田中勝
- 陸軍歩兵少尉 林八郎
- 同 池田俊彦
- 同 高橋太郎
- 同 高橋清
- 同 常盤

叛亂事件に関する當局発表

免本官

四〇、内閣發表 二月二十九日午後九時三十分

二月二十九日附

同	清原康平
同	鈴木金次郎
同	...
同	...
陸軍航空兵大尉	河野 壽
陸軍歩兵中尉	對馬 勝雄
同	竹 篤 夫
陸軍砲兵少尉	安 田 優
陸軍工兵少尉	中 島 完 爾

免本官

二月二十九日午後

四一、戒嚴司令官告諭第三號 南部町區附近ノ叛徒ハ二十九日午後全ク其ノ鎮定ヲ見タルモ本職ハ依然警備ヲ嚴ニシ治安ノ確保ニ努メントス官民一般愈々行動ヲ慎ミ操守ヲ堅クシ共同一致治安ノ確保ニ協力センコトヲ期スベシ

三次、昭和十一年二月二十九日

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

四二、戒嚴司令官非公式發表 二月二十九日午後

二十六日早曉ニ行ハレタ東京ノ騷擾ハスデニ放送サレタ如ク遂ニ二十七日午前二時五十分ニ至リ、戒嚴令ノ布告トナリ、東京警備司令官香椎中將ハ戒嚴司令官ノ大命ヲ拜シテ銳意帝都ノ治安ニ努メタ結果、時ニ市内ニ一小部分ノ交通不能ノ個所ヲ生ジタコトガアツタガ、一般市民ニ對シテハ何等ノ故障ヲ與ヘズ完全ニ帝都ノ治安ハ維持サレタ、斯クテ二十七、二十八日ヲ送り四日自ノ二十九日ニ至ツテ全ク平定サレタ、此處ニ簡單ニ經過ヲ知セル、二十六日早曉突如行動ヲ起シテ部隊ハ御承知ノ通り首相官邸、齋藤内大臣私邸、渡邊教育總監私邸、鈴木侍從長私邸、高橋大藏大臣私邸、牧野前内府宿舎、湯河原伊東屋旅館、東京朝日新聞社ヲ襲撃シテ、岡田總理大臣、齋藤内大臣、渡邊教育總監ハ即死、高橋大藏大臣ハ負傷後免去サレトイフ次第デアル。

東京警備司令官ハ同日午後三時第一師團管下ニ漸次警備ヲ下命シタガ、更ニ一層治安ノ徹底ヲ期スル爲戒嚴令ヲ施行スルコトトナリ、之ヲ構成シタノデアル、斯クテ一度戒嚴令施行カルルヤ續々東京ニ集中サレタ部隊ハ軍紀肅正、士氣亦頗ル旺盛、折柄ノ降雪ヲ冒シテ集合スル勇士ハ限リナイクノモンサラ全市民ニ與ヘタノデアル。

此ノ間叛亂部隊ハ或ハ警視廳、或ハ新築中ノ講事堂其ノ他ヲ轉々シテ赤坂山王ホテルニ屯シタノデアル、一方香椎戒嚴司令官ハ川島戒嚴令ニ依リ集中サレタ軍隊ハ此ノ叛亂部隊ヲ遠ク圍シテ嚴重ノ陣ヲ布キ對峙シタノデアル、一方香椎戒嚴司令官ハ川島陸相及各軍事參謀官等ノ首腦部ヲ擧ゲテ凡ユル方法ヲ講ジ、此ノ部隊ノ説得ニ努メタ、然モ部隊ガ此ノ説得ニ應ズル色ナシト思ハレタノデ、茲ニ於テ香椎司令官ハ斷乎武力解決ヲ決意シ二十八日夜九時五十分ラデオ其ノ他ノ方法ヲ通ジ既報ノ様ナ發表ラシタ、

ソウシテ二十八日夜ハ靜カニ幕レ戒嚴司令下ノ指揮官ハ各其ノ部署ニ付直ニ其ノ命令ヲ待ツタノデアル、而モ夜ノトバ  
 リハ漸ク明ケントスルニ未ダ叛亂ハ鎮定セズ已ムラ得ズ戒嚴司令部ハ二十九日午前六時三十分既報ノ如ク發表シテ叛亂ノ  
 斯クテ戒嚴司令部ハ斷乎タル處置ヲ執ルコトニ決定シタガ彼等モ皇軍ノ精銳デアルノデ司令部當局モ出來ルダガ彼等ノ模  
 樣ヲ見ルト共ニ更ニ飛行機ノ電話其ノ他ノ方法ニヨリ叛亂兵ノ説得ニ努メタ結果、先ツ百數名ノ歸順者アツタヲ始シメ其  
 ノ後百五十名、百二十名ト續々歸順シ來リ香椎戒嚴司令官ハ此ノ機ヲ逸セズ適當ノ處置ヲ講ジ、遂ニ午前十時四十分ニ到  
 リ首相官邸、山王ホテル諸部隊ヲ始メ叛亂兵士殆ンド歸順シタル次第デアルハ、

四三、陸軍大臣聲明

二月二十九日午後、

此ノ度軍艦ノ下ニ於テ軍内ヨリ未嘗有ノ叛亂ヲ惹起シテ軍秩ヲ紊リ深ク哀憐ヲ憫シ奉リタルノミナラス安寧ヲ害シ遂ニ戒  
 嚴ノ布告ヲ見ル等國ノ内外ニ對シ著シク國家及國軍ノ名聲ヲ汚シ昭和聖代ノ歴史ニ拭フベカラザル汚辱ヲ貽スニ至リタル  
 ハ實ニ恐懼痛恨ニ堪ヘザル所ニシテ是レ全ク本職不徳ノ致ス所其ノ實ノ極メテ重大ナル痛感シアリ、然レ本職ハ  
 軍ハ事件ヲ速ニ處理シテ一刻モ早ク治安ヲ恢復シ軍秩ヲ確定スル爲荷クモ遺漏ナカラシムコトヲ期シタリ、然レ本職ハ  
 畏クモ、皇居ニ近ク皇王族邸ヲ初メ官廳及外國公館ノ外多數住民ノ居宅ヲ含ムヲ以テ此等ニ對スル危害ヲ豫防シ努メテ流  
 血ノ慘ヲ避ケンガ爲メ萬般ノ措置ヲ盡シ遂ニ若干時日ノ遷延ヲ來スノ已ムラ得ザルニ至レリ、昨午十八日早朝ニ至リ戒嚴  
 司令官ハ長キ勅命ヲ拜シタルヲ以テ、聖旨ヲ叛亂部隊幹部ニ傳ヘテ更ニ反覆其ノ反行ヲ促シタルモ遂ニ其ノ效ナク已ム  
 ヲ得ズ兵力ヲ以テ之ヲ一掃シテ治安ヲ確立スルニ決シ本二十九日未明以來地域内住民ヲ安全地帯ニ避難セシメタル後早朝  
 四三、陸軍大臣聲明

爾後ノ掃蕩行動ハ迅速ニ豫定ノ如ク進捗シ叛亂部隊ノ將兵ハ續々歸順シ殆ンド流血ノ慘ヲ見ズシテ午後一時頃迄ニハ完全  
 ニ全地域ヲ清掃シテ秩序ヲ恢復スルコトヲ得タリ

四四、政府聲明

三月一日午後

去ル二月二十六日早曉圖ラズモ帝都ニ大不祥事件ヲ勃發シ 上ハ深ク 宸襟ヲ惱マシ奉リ下ハ人心ニ衝動ヲ與ヘタコトハ  
 寔ニ恐懼ニ堪ヘズ遺憾ノ極デアルト共ニ事是ニ至ラシメタル責任ノ重且大ナル痛感スル次第デアル。事件ハ延イテ内外  
 ニ不安ヲ惹起スルノ虞ガアツタノデ、政府ハ直ニ戒嚴令ノ一部ヲ施行シテ秩序ノ回復ニ努メ、次デ皇軍ノ力ニ依リ暴舉ハ  
 鎮壓セラルルニ至ツタ。

是レ偏ニ御稜威ノ然ラシムル所デアルガ而モ國民ガ異常ノ變ニ處シテ一般ニ平靜ヲ持シ、經濟界モ亦其ノ常態ヲ失ハナ  
 カツタコトハ國家ノ爲不幸中ノ幸デアツタ。

今ヤ事件ハ鎮靜ニ歸シタ。宜シク朝野ヲ擧ゲテ、相共ニ矯激ヲ諷メ、制節ヲ尙ビ、正ヲ履ミ中ヲ執リ國民ノ本分ヲ盡サン  
 コトヲ切望シテ止マザル次第デアル。

四五、警視廳發表

三月一日午後一時

今回ノ事件ニ際シ首相官邸其ノ他ノ警備ニ當リタル警察官中殉職者五名負傷者一名ガアツタ、其ノ氏名経歴及遺族ハ左ノ  
 叛亂事件に関する當局發表



叛亂事件に関する當局發表表

如クデア

○警衛課勤務(首相官邸配置)

福島縣安達郡木幡村大字館八番地ニ生レ、歩兵上等兵大正十三年十二月警視廳巡查拜命、後警衛課勤務トナリ首相官邸詰トナツク  
住所、東京市荒川區南千住町七ノ六ニ番地  
家庭ニハ妻ト二男ト二女アリ

○警衛課勤務(首相官邸配置)

岩手縣二戸郡御返池村大字上斗米下手六番地ニ生レ、海軍三等兵曹  
昭和三年十月警視廳巡查拜命同七年警衛課勤務トナリ首相官邸詰トナツクモノデア  
住所、豊島區西巢鴨町一ノ三〇七五  
家庭ニハ實母、妻、長女アリ

○警衛課勤務(首相官邸配置)

福井縣坂井郡原村牛山十二號ノ六ニ生レ、大正十五年九月警視廳巡查拜命昭和七年警衛課勤務トナツク  
住所、世田谷區赤堤町一ノ一六  
家庭ニハ實父實母養母妻アリ  
○警衛課勤務(牧野禮遇隨衛)  
住所、東京市荒川區南千住町七ノ六ニ番地ニ生レ、昭和二年四月警視廳巡查拜命同九年警衛課勤務牧野禮遇隨衛トナル

住所、王子區豊島町四九七番地  
家庭ニハ兩親妻アリ

○杉並署兼麹町署勤務

東京市葛飾區新宿町一ノ三三八ニ番地ニ生レ、砲兵上等兵  
昭和八年七月警視廳巡查拜命  
住所、杉並區成宗町一ノ二七〇  
家庭ニハ兩親アリ

○島居坂署兼表町署勤務

奈良縣吉野郡十津川村大字折立八五三番地ニ生レ、海軍三等機關兵曹  
大正十四年警視廳巡查拜命  
住所、澁谷區永住町五番地  
家庭ニハ妻ト一男ト一女アリ

四六、戒嚴司令部發表

三月一日午後四時  
一、叛亂軍ノ將校ハ二十九日其ノ本官ヲ免セラレタリ、右元將校中、野中四郎ハ自決シ爾余ノ大部竝ニ叛亂ニ參加シアリタル村中孝次、磯部淺一及澁川善助ハ衛戍刑務所ニ收容セラレタリ

叛亂事件に関する賞罰表

二、歸順セル下士官以下ハソレソレ兵營ニ隔離收容セラレアリ

四七、内閣發表

三月一日

叛亂將校二十名ニ對シ昨二十九日夫々位ノ返上、勳等功級記章褫奪ノ件御裁可アラセラル

四八、宮内省發表

三月二日

二月二十九日附

位	氏名	本籍
正七位	香川清真	(東京)
正七位	安藤輝三	(岐阜)
正七位	野中四郎	(岡山)
正七位	河野野壽	(熊本)
從七位	中橋基明	(佐賀)
從七位	栗原八安	(東京)
從七位	丹生誠忠	(鹿児島)
從七位	坂井直三	(三重)
從七位	田中勝	(山口)
從七位	對馬勝雄	(青森)
從七位	竹尾權夫	(滋賀)

  

位	氏名	本籍
正八位	林八郎	(東京)
正八位	池田俊彦	(鹿児島)
正八位	高橋太郎	(埼玉)
正八位	麥屋清濟	(埼玉)
正八位	清原康平	(熊本)
正八位	鈴木金次郎	(茨城)
正八位	安田優	(熊本)
正八位	中島完爾	(佐賀)
正八位	常盤稔	(大分)

位ノ返上ヲ命ズ(各通)

返上命理由

大命ニ抗シ陸軍將校タルノ本分ニ背キ陸軍將校分限令第三條第一號該當者ト認メ目下免官上奏中ノモノトス

四九、内閣發表

三月二日午後六時

三月三日、三月四日午後二時三十分

五〇、内閣發表

三月三日

二月免官ニナツタ元陸軍歩兵少尉山本又ニ對シ正八位ノ返上勳七等及大禮記念章ヲ褫奪セラルルコトニナツタ

五一、戒嚴司令部當局談

三月四日午後二時三十分

今次ノ事變經過ノ概要ハ左ノ如キモノデアリ。二月二十六日早朝近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊、歩兵第三聯隊、野戰重砲兵第七聯隊等ニ屬シテ將兵約千四百數十名ハ軍秩ヲ紊リ不法出動ヲ敢テシ叛亂ヲ起シテ先ツ首相官邸、齋藤内大臣私邸、渡邊教育總監私邸、牧野前内大臣宿舎湯河原伊東屋旅館、鈴木侍從長官邸、高橋大藏大臣私邸等ヲ襲撃シ、齋藤内大臣、渡邊教育總監ヲ殺害シ、鈴木侍從長、高橋大藏大臣ニ重傷ヲ負ハシメ(高橋大藏大臣ハ同日薨去)次イデ此等叛亂軍ハ麩町區永田町附近ニ位置シテ、ソノ内外ノ交通ヲ遮斷スルニ至ツタ。其ノ目的トスル所ハ越後書ニ依レバ、内外重大危急ノ際元老、重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等ノ團體破壊ノ元兇ヲ排除シテ大義ヲ正シ國體ヲ擁護開顯セントスルニアツタ。事件起ルヤ警備司令官ハ直ニ在京部隊ヲ指揮シテ治安ノ維持ニ任ジ、同日午後三時第一師團、戰時警備ヲ下令セラルルコトナツタ。

叛亂事件に関する賞罰表

此ノ間甲府、佐倉、水戸、高崎、宇都宮等ヨリ一部ノ部隊ニ上京ヲ命ゼラレ、此等部隊ハ夫々同日夜著京シ警備司令官ノ指揮下ニ入ルコトトナツタ。

翌二十七日ニハ東京市ノ區域ニ戒嚴令中一部ノ施行ヲ令セラルルコトナリ、新ニ戒嚴司令部編成セラレ、東京警備司令官香椎中將ハ戒嚴司令官ニ補セラレ、前記ノ諸部隊ヲ指揮シテ帝都治安ノ恢復ニアクルコトトナツタ。然レドモ、此ノ叛亂軍鎮壓ノ爲ニ直ニ強行手段ヲ執ルトキハ、流血ノ慘事ヲ招來スル虞ガアリ、若シ不幸ニシテ兵火ヲ交フル様ナ事態ヲ惹起シタナラバ、其ノ地域内ハ、畏クモ、宮城ニ近ク且皇王族邸ヲ始メ各官廳及外國公館ノ外多數住民ノ居宅ヲ含ンデ居リ、人心ニ與フル影響等其ノ禍害ノ及ブ所ハハカリ知ルベカラザルモノガアルノデ之ヲ避ケンガ爲、先ヅ嚴ニ叛亂軍ヲ包圍監視スルト共ニ三日間ニ互リ各上官同僚等ヨリ叛亂軍幹部ニ對シ速カニ原所屬隊ニ復歸スルガ如ク熱誠説得ニ努メタノデアツタガ、彼等ハ更ニ聽容ルル所ナク二十八日ニ至リ奉勅命令ニモ服從セザル爲遂ニ強行解決ヲ決意セラルルノ已ムナキニ至ツタ次第デアル。

二十八日夜宇都宮、松本、水戸、仙臺、若松等ヨリ一部ノ部隊ニ上京ヲ命ゼラレ著京ノ上夫々戒嚴司令官ノ指揮下ニ入ルコトトナツタ。

斯クテ二十九日朝、先ヅ麹町區永田町附近ノ住民ニ避難ヲ命ジ、市内ノ交通ヲ停止シ、叛亂軍ニ對シテハ、強行解決ノ途ニ出ルト共ニ他面下士官兵ニハ歸順ノ餘地ヲ與ヘテ飛行機、戰車等ニ依リ歸順説得ノビラ等ヲ散布シ、反省ヲ求ムルコトニ努メタ所、下士官兵ハ漸次歸順シ來ルモノヲ生ジ、同日午後殆ド全員歸順スルニ至リ、夫々武裝ヲ解除シテ兵營ニ隔離收容サルルコトトナツタ。

見タワケデアル。

五二、戒嚴司令部發表

本四日戒嚴司令官ノ指揮下ニ在リシ水戸、宇都宮、高崎及比松本ヨリ上京セル部隊ノ一部ハ夫々其ノ衛戍地ニ歸還セリ。

五三、戒嚴司令部發表

叛亂軍ニ參加シアリタル元豫備役歩兵少尉山本又三(二月二日免官)ハカネテ行方不明中ナリシガ本四日午後二時二十五分東京憲兵隊ニ自首セリ

五四、勅令公布

三月四日午後二時  
朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ東京陸軍軍法會議ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

各國務大臣副署

勅令第二十一號

- 第一條 東京ニ東京陸軍軍法會議ヲ設ク
- 第二條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍大臣ヲ以テ長官トス
- 第三條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法第一條乃至第三條ニ記載スル者ノ犯シタル昭和十一年二月二十六日事件ニ關

叛亂事件に関する當局發表稿

第三條 師團軍法會議ノ長官ハ捜査ノ報告ヲ受ケタル前條ノ被告事件ヲ東京陸軍軍法會議ノ長官ニ移送スベシ前項ノ規定ニ依リ東京陸軍軍法會議ノ長官事件ノ移送ヲ受ケタルトキハ捜査ノ報告アリタルモノト看做シ處分スベシ

第五條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法第一條乃至第三條ニ記載スル者ト共ニ昭和十一年二月二十六日事件ニ於テ犯シタル罪ニ付裁判權ヲ行フコトヲ得

第六條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法ノ適用ニ付テハ之ヲ特設軍法會議ト看做ス

本令ヘ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三月四日午後四時三十分

二月二十六日拂曉午前五時警視廳ハ一部軍隊ニ包圍セラレタリトノ報ニ接シ直ニ非常召集ヲ行ヒ警視廳監以下各部課長即時參集シ軍部關係者ト連繫ヲ執リタル結果事態ノ重大性ニ鑑ミ此際叛亂軍ノ鎮壓ニ就テハ軍自體ニ於テ之ニ當リ警察ハ專

五五、警視廳發表 三月四日午後四時三十分

五六、内閣發表 三月五日午後九時三十分

二月二十六日早曉首相官邸ガ叛亂軍ノ襲撃ヲ受クルヤ折柄日本間ニ就寢中ノ岡田首相ハ松尾大佐及比村上、土井兩護衛警官ト共ニ日本間ノ奥ノ方ニ難ヲ避ケラレタレタレ松尾大佐ヲ墮シ之ヲ首相ト誤信シテソレ以上深く捜査シナカツタ爲首

六相ハ遂ニ無事ナルヲ得ラレタノデアル、首相ノ無事ナル事ハ間モナク私ニ判ツタノデ速ニ官邸ヨリ出サシコトヲ努メタガ

叛亂軍ノ警戒嚴シク遂ニ遺憾ナガラ同夜ハ其ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナカツタ、而シテ翌二十七日午後ニ至リ弔問者ノ

六出入ガ許サレタゾ男許リ十二名ノ弔問者ニ紛レテ無事官邸ヲ出テ貫フコトガ出来タ、此ノ時ノ服裝ハモーニングノ上カ

ラ外著シマスカラカケテ居タ、此間首相ハ警戒ノ爲派遣セラレタ憲兵ノ犠牲的ノ掩護ノ下ニ日本間ノ一望ニ安全ニシ

テ居ラレタノデアツテ時ニ二三ノ兵士ノ目ニ留ツタコトモアル様デアルガ別ニ咎メラレルコトモナク無事ニ經過シタノ

デアル、三十七日午後官邸ヲ出テ一先ツ知人從橋區下落合三丁目ノ佐々木久二氏宅ニ落着カレ身體ヲ清メ服裝ヲ整ヘ直ニ

參内シテ天機ヲ奉伺セント熱望セラレタガ當時官中ニ於テ閣議中ノ閣僚ト打合セテ結果當時ノ情勢上事態ノ惡化ヲ憂ヘ暫

ク參内ヲ見合セタ、翌二十八日午前取敢ズ辭表ヲ後藤總理大臣臨時代理ノ手ヲ經テ閣下ニ捧呈シ同日夕刻ニ至リ參内直ニ

拜謁仰付ケラレ首相ハ今回ノ事件ニ付深く御詫ヲ申上ダタトコロ有難キ御言葉ヲ賜ハツタ趣デアツテ恐懼感激シテ御前ヲ

退下セラレタノデアル、次イデ後藤總理大臣臨時代理被免ノ辭令ガ發セラレ首相ハ謹慎ノ中ニ事態ヲ收拾スル責任ヲ擔フコ

トトナツタガ當時ノ諸般ノ情勢ニ鑑ミ之ガ公表ヲ見合セ二十九日午後ニ至リ之ヲ發表シタ次第デアル、尙松尾大佐及比村

上、土井、小館、清水等ノ護衛警官ガ最モ勇敢ニ防戦シ見事ヲ遂ゲラレタコトハ誠ニイタミテモ餘リアル次第デアル

五七、戒嚴司令部發表事項 三月六日午後

湯ヶ原ニ於テ牧野伯襲撃ニ際シ負傷シ東京第一衛戍病院熱海分院入院中ノ叛亂軍幹部元航空兵大尉河野壽ハ昨五日自殺ヲ

叛亂事件に関する當局發表表

計リ重體ニ陥リ本六日午前六時四十分途ニ死亡セリ

五八、戒嚴司令部發表表 三月六日午後七時

叛亂部隊ニ參加シタル下士官兵ノ總數ハ二千四百數十名ニシテ其ノ所屬左ノ如シ

近衛歩兵第三聯隊 五十數名

歩兵第一聯隊 四百數十名

歩兵第三聯隊 九百數十名

野戰重砲兵第七聯隊 十數名

追テ之ニ相關聯シテ細部ニ互リ掲載スルコトハ不可ニ付申添候

五九、戒嚴司令部發表表第十號 三月十日

今次事件ニ關聯シ北一輝、西川、中村、義明、薩摩雄次、龜川哲也、福井幸等百五十數名ハ東京憲兵隊及警視廳ニ檢舉

ニ檢束セラレ取調中ナリ

六〇、戒嚴司令部發表表第十一號 三月十六日

戒嚴司令官ノ指揮下にあつた甲府および佐倉より上京せる部隊の大部は十六日夫々その衛戍地に歸還した

六一、陸軍省發表表 三月十九日

叛亂軍ニ參加シタル兵千三百六十名ハ各々所屬隊ニ留置シ軍法會議檢察官ニ於テ取調中ナリシガ昨十八日一應ノ取調ヲ了

リ千三百二十數名ハ留置ヲ解除セラレタリ

六二、戒嚴司令部發表表 第十二號

戒嚴司令官ノ指揮下ニアリシ宇都宮、高崎、水戸、松本ヨリ上京中ノ部隊ハ本二十日各々其ノ衛戍地ニ歸還セシメラル、

コト、ナレリ

(午前十一時四十分)

六三、陸軍省發表表 三月二十三日

今次事件の責任者の處分並に之に伴ふ異動は本二十三日左の如く發令さる

三月二十三日發令

充當	現職	官名
參謀本部 被仰付	參謀次長	陸軍中將 杉山元
參謀本部 附次長	參謀次長	陸軍中將 西尾壽造
步兵第四十旅團 團長	兵器本廠 附	同 山下奉文
參謀本部 附被仰付	第三師團 團長	陸軍中將 岩越恒一
第三師團 團長	砲兵 監	同 伊東政喜
砲兵 監	野戰砲兵 學校 校長	同 山室宗武
野戰砲兵 學校 校長	自動車 學校 校長	陸軍少將 井關隆昌
自動車 學校 校長	技術本部 總務部長	同 土橋一

叛亂事件に関する當局發表表

叛亂事件に関する當局發表報

技術本部 總務部長	基隆要塞司令官	同	渡邊謙
航空本部 附被仰付	陸軍 第二次 官	陸軍中將	古莊幹郎
陸軍 第二師 團長	參謀本部 第二部長	同	梅津美治郎
參謀本部 第二部長	近衛師團 司令部長	陸軍少將	岡村寧次
侍從 武官 長	第七師 團長	陸軍中將	波久雄
第七師 團長	參謀本部 附	陸軍中將	宇佐美興屋
兵器本廠 附被仰付	軍務局長兼軍事參議院幹事長	同	三毛一夫
軍務局長兼軍事參議院幹事長	中華民國在勳帝國大使館附武官	陸軍少將	今井清
中華民國在勳帝國大使館附武官	憲兵 司令官	同	磯谷廉介
憲兵 司令官	習志野 學校 校長	陸軍中將	喜多誠一
習志野 學校 校長	砲兵 監 部 附	陸軍少將	中島今朝吾
滿洲國在勳帝國大使館附武官兼勳被仰付	近衛步兵 第二旅 團長	同	今村均
近衛步兵 第二旅 團長	第四師團 司令部長	同	齋藤雅尚
步兵 第一旅 團長	仙臺教導 學校 校長	同	小泉恭次
步兵 第二旅 團長	第十四師團 司令部長	同	關地門也
野戰重砲兵 第三旅 團長	舞鶴要塞 司令官	同	菊地門也

參謀本部 第一部長	野戰砲兵 學校 幹事	同	桑木崇明
戶山 學校 校長	步兵 第十五旅 團長	同	三宅俊雄
任陸軍少將步兵第十五旅團長	步兵 第四十聯隊 長	步兵大佐	篠原誠一郎
近衛師團 團長	同	陸軍中將	香月清司
步兵 第四十聯隊 長	侍從 武官 長	步兵大佐	長野義雄
侍從 武官 長	第一師 團長	陸軍大將	本庄繁
同	近衛師團 團長	陸軍中將	堀丈夫
同	憲兵 司令官	同	橋本虎之助
同	近衛步兵 第二旅 團長	陸軍少將	大島陸太郎
同	步兵 第一旅 團長	同	佐藤正三郎
同	步兵 第二旅 團長	同	工藤義雄
同	野戰重砲兵 第三旅 團長	同	石田保道
同	前野 權 教導 學校 校長	同	中井武三
滿洲國在勳帝國大使館附武官兼勳被免	同	同	板垣征四郎

陸軍少將板垣征四郎ハ關東軍參謀長ヲ陸軍少將今村均ハ關東軍參謀副長被仰付  
叛亂事件に関する當局發表報

本日の發令は今回の不祥事件に關する責任者の處分並中央部一部の異動であります。曩に參謀總長として閑院宮殿下に於かせられましては、痛く其の責任を感じさせられ御辭職の決意極めて堅きものでありました。か四圍の情勢は到底之れを許しませぬので、任けて御留任を得、其際特に召されて優渥なる御沙汰を賜はりましたことは既に前陸相の講話も御座いました。今此發令に方りまして更に記憶を新たにし感激する次第で御座います。

尙侍從武官長も軍の長老として責を痛感し勇退せられました。又佐尉官責任者其他に關する異動も本月中には發令の運になつて居りますし、又責任者に對する懲罰的處分は既に各所屬長官に於て夫々嚴重に實施せられて居る筈であります。

六四、陸軍省發表 三月二十六日

地方長官會議に於ける陸軍大臣の口演要旨

今次の不祥事件を契機とし、軍は大に自省自戒し、克く建軍の本義に基いて軍紀を肅正し、益々皇軍の精華を發揚して、聖旨に應へ奉ると共に國民の信倚に副はんことを期しあるものなるか、特に本事件の發生に伴ひ、部外には種々反軍策動の行はれたるのみならず、動もすれば國民の兵役義務に對する觀念或は統後の支援等に動搖の兆を認めらるゝは、洵に遺憾とする所にして、此等を除して、眞に強固なる軍民一致の實を擧げ、國防の強化を圖るか爲には、地方行政の中樞に在りて、廣く國民に接し、直接之か指導に任せらるゝ地方長官各位の協力に俟つもの頗る多きを以て、茲に卑見を開陳して、其協力を冀望する次第なり。

一、軍に對する誹謗と反軍策動に就て

本事件は之を要約すれば極めて少數一部の將校か矯激なる部外者と通謀して遂に此の暴舉を決行したるものなり。實に軍

人の本分に悖り、軍紀を紊り、光輝ある國史に拭ふべからざる汚辱を貽すに至り、斷して許すべからざる反亂行爲なり。其の責は固より軍全體の負ふべき所なるも、巷間には往々にして之を以て直に全軍を此等叛亂軍と同一視し、或は軍内には尙多數此の種不穩分子の存在するか如く、誣ひ甚しきは本事件は一部の軍主腦部と暗黙の諒解ありたるか如き浮説すら流布する者あるも、如斯は全く故意に軍の名譽を毀損して其の威信を失墜せしめて、軍民の離間を策せんとする非國民的反軍策動なり。速に此種反軍策動を防退して、軍民一致の實を擧げんことに各位の協力を望む。

二、事件と部外の背後關係に就て

今次事件の範圍は軍内のみならず、廣く部外の各層に互に相當多數の關係者あるものゝ如く、此等か軍内一部の者と或は通謀し、或は之を使喚して遂に事件の發生を見るに至り、尙ほ其の發生後に於ても之に策應せんとして奮動したる者は決して尠からざりしか。各責任當局の職身的努力と敏活なる機宜の處置とに依りて幸に其擴大を防止することを得たるか、今後此等不穩分子を一掃して其の禍根を絶滅する迄には前途尙ほ遠遠なるを以て各位の不斷の協力を望む。

三、怪文書の取締りに就て

最近怪文書は著しく増加したるのみならず、其の内容が益々惡化したるに之を徹底的に防退すること能はざるは洵に遺憾なり。今次事件發生の原因も其發生後の社會不安も此等怪文書と極めて密接なる關係を有することは、今や隠れなき事實なり。國家國軍の利益を擁護する爲、怪文書の徹底的防退は今や緊喫事なり。其の取締の勵行に最善の努力を拂はれんことを望む。

四、國民の兵役義務心動搖の防止に就て

叛亂事件に関する當局發表表

今次事件に就て命令に依りて行動し遂に叛亂軍に投したる一般兵に對しては洵に憐憫の情に堪へざるものと共に之を未然に防止すること能はざりし軍の責任は極めて重大なり國民特に其の父兄に對して衷心遺憾に堪へざるものあり此等兵士は目下司直の手に於て取調中なるか其審理は固より特に之を慎重にして命令に基き行動に對する責任の歸趨を明にして禍根を將來に貽さざることを期しあるものなるか本事件の影響に依り些少なりとも崇高なる兵役義務の觀念に疑惑を抱かしめ或は後援團體の動搖軍隊慰問の中止等銃後の後援を減退せしむるか如きことあらば由々しき大事にして國防上眞に憂慮に堪へざる所なり速に此等の疑惑動搖を免除して國民の兵役義務に對する信念を強化向上せしむることに最善の努力を拂はれんことを望む

尙ほ本事件の本質に鑑み國政の一新は現下必須の事項なるを以て軍も亦之に邁進して國民の信倚に副はんことを期す深く各位の協力を望んで已ます

六五、陸軍省發表表 三月二十八日

今次事件の佐官以下責任者の處分並に之に伴ふ異動は本二十八日發令せられたり

職名	現職	職名	氏名
歩兵第一師團長	現職	官	牛島 滿
歩兵第二師團長	現職	官	湯淺 政雄
近衛師團長	現職	官	井上 正政
歩兵第三師團長	現職	官	倉永 辰治

職名	現職	職名	氏名
歩兵第七師團長	現職	津 聯 區 司令官	南 雲 親 一 郎
舞鶴要塞司令官	現職	第 二 師 參 謀 長	中 尾 忠 彦
第 二 師 參 謀 長	現職	第 二 師 參 謀 長	島 本 正 一
第 十 師 參 謀 長	現職	第 六 師 參 謀 長	下 枝 金 之 輔
基 隆 要 塞 司 令 官	現職	第 六 師 參 謀 長	間 崎 信 夫
第 六 師 參 謀 長	現職	第 六 師 參 謀 長	横 山 勇
陸 大 兵 學 中 教 官	現職	第 六 師 參 謀 長	村 上 啓 作
仙 臺 教 導 校 長	現職	第 六 師 參 謀 長	山 田 裕 二
豐 橋 教 導 校 長	現職	第 六 師 參 謀 長	丸 山 貞 定
步 兵 第 二 師 團 長	現職	第 六 師 參 謀 長	石 黒 貞 藏
麻 布 聯 區 司 令 官	現職	東 洋 大 學 服 務 長	福 坂 次 郎
津 聯 區 司 令 官	現職	新 潟 醫 科 大 學 服 務 長	福 島 成
敦 賀 聯 區 司 令 官	現職	名 古 屋 醫 科 大 學 服 務 長	杉 本 理 太 郎
軍 事 課 長	現職	近 野 砲 兵 長	町 尻 量 基
野 重 砲 兵 長	現職	旅 順 砲 兵 長	北 島 彌 子 雄
旅 順 砲 兵 長	現職	科 研 所 長	森 田 廣
砲 工 校 砲 兵 科 長	現職	工 科 校 教 授 部 長	砲 大 佐 馬 場 保 雄

叛亂事件に関する當局發表表





叛亂事件に関する當局表

参 本 部 員	陸 大 兵 學 教 官	步 少 佐	岡 田 重 一
步 一 聯 大 隊 長	士 校 豫 科 生 徒 隊 中 長	同 中 佐	松 本 征 夫
步 四 十 一 聯 大 隊 長	步 四 十 一 聯 大 隊 長	同 中 佐	中 井 島 實
步 四 十 二 聯 大 隊 長	步 四 十 二 聯 大 隊 長	同 中 佐	山 澤 健
步 四 十 三 聯 大 隊 長	步 四 十 三 聯 大 隊 長	同 中 佐	相 澤 健
步 四 十 四 聯 大 隊 長	步 四 十 四 聯 大 隊 長	同 中 佐	青 木 政 尚
東 京 警 備 副 官 兼 東 部 防 副 官	東 京 警 備 副 官 兼 東 部 防 副 官	同 中 佐	須 具 良 民
步 二 聯 大 隊 長	陸 軍 大 臣 官 房 附	同 中 佐	川 勝 郁 郎
千 葉 聯 區 部 員	千 葉 聯 區 部 員	步 少 佐	石 川 精
步 二 聯 大 隊 長	麻 布 聯 區 部 員	同 中 佐	大 庭 四 郎
步 二 聯 大 隊 長	近 衛 步 三 大 隊 長	同 中 佐	中 熊 直 正
近 衛 步 二 大 隊 長	近 衛 步 二 大 隊 長	同 中 佐	高 石 正
步 三 大 聯 大 隊 長	步 三 大 聯 大 隊 長	同 中 佐	小 浦 次 郎
同 部 員	同 部 員	同 中 佐	多 田 勇 夫
步 三 大 聯 大 隊 長	步 三 大 聯 大 隊 長	同 中 佐	大 橋 彦 四 郎
近 衛 步 三 大 隊 長	近 衛 步 三 大 隊 長	同 中 佐	門 間 健 太 郎
步 五 十 五 聯 大 隊 長	近 衛 師 副 官	步 中 佐	佐 久 間 盛 三

叛亂事件に関する當局表

近 衛 師 副 官	近 衛 步 二 大 隊 長	同 中 佐	中 村 次 喜 藏
一 師 副 官	步 五 十 七 聯 大 隊 長	步 少 佐	平 田 靜 夫
步 四 十 九 聯 大 隊 長	步 四 十 九 聯 大 隊 長	同 中 佐	内 田 誠
步 四 十 八 聯 大 隊 長	步 四 十 八 聯 大 隊 長	同 中 佐	丹 羽 政 二
步 十 七 聯 大 隊 長	步 十 七 聯 大 隊 長	同 中 佐	清 水 清 二
步 十 七 聯 大 隊 長	步 十 七 聯 大 隊 長	同 中 佐	石 川 榮 治
步 十 七 聯 大 隊 長	步 十 七 聯 大 隊 長	同 中 佐	早 川 鏡 二
步 十 七 聯 大 隊 長	步 十 七 聯 大 隊 長	同 中 佐	龜 川 政 喜
步 三 十 七 聯 大 隊 長	教 育 省 總 務 長 官 兼 監 督 部 長	同 中 佐	藤 原 元 明
步 三 十 七 聯 大 隊 長	教 育 省 總 務 長 官 兼 監 督 部 長	同 中 佐	平 櫻 政 吉
步 三 十 七 聯 大 隊 長	教 育 省 總 務 長 官 兼 監 督 部 長	同 中 佐	矢 野 龍 節 三
步 三 十 七 聯 大 隊 長	教 育 省 總 務 長 官 兼 監 督 部 長	同 中 佐	坂 本 俊 馬
近 衛 步 三 大 隊 長	近 衛 步 三 大 隊 長	同 中 佐	廣 田 外 助
步 四 十 九 聯 大 隊 長	步 四 十 九 聯 大 隊 長	同 中 佐	廣 田 武 清
步 五 十 九 聯 大 隊 長	步 五 十 九 聯 大 隊 長	同 中 佐	藤 岡 武 雄
步 七 聯 大 隊 長	步 七 聯 大 隊 長	同 中 佐	藤 室 良 輔
参 本 部 員	陸 大 兵 學 教 官	同 中 佐	岡 崎 清 三 郎



六六、辭令 四月二日

參謀本部附被免

補東京警備司令官兼東部防衛司令官戒嚴司令官

待命被仰付

六七、告諭第四號 四月一日

陸軍中將 岩越恒一  
 陸軍中將正四位勳二等功四級 岩越恒一  
 東京警備司令官兼東部防衛司令官戒嚴司令官陸軍中將 香椎清平  
 大命を拜し不肖恒一前司令官の後を承け戒嚴司令官の重任を負ふ、戒嚴地境内の情況は概ね平靜を保持し特異の事象を認めざるも尙戒嚴令中必要なる規定の依然適用せられつゝある所以のものは未曾有の今次不祥事件に関する善後處理を完全にし抜本塞源の肅清を行ひ今後は是の如き不祥事の絶無を期し軍民一體 皇運を扶翼し 宸襟を安んじ奉らんとするの目的に外ならず

官民克くその理を辨へ本職を信倚し益言動を慎み操守を堅くし協力一致戒嚴の施行をして愈道徳なからしめんことを期すべし

昭和十一年四月二日

戒嚴司令官 岩越恒一

六八、戒嚴司令部發表表 六月三日

(一) 事件以來戒嚴警備に服しつゝありし仙臺、若松、新發田、村松、高田より上京中の第二師團派遣部隊の主力は六月五日原衝成地に歸還せしめらる

(二) 新に第十四師團の一部は明日四日東京到着、戒嚴司令官の指揮下に入ることゝなれり

六九、戒嚴司令部當局談 六月三日

六月十九日

第二師團派遣部隊は永く原隊を離れ、訓練に、起居に、多大の不利を凌ぎつゝ日夜繁劇なる警備勤務に服し無事其の任務を終へんとするに至つたことは、其の勞を多とする所であると共に、一般市民が部隊の宿營等に就いて懇切なる待遇を與へられ、且慰問其の他に關して配慮されたことは深く感謝の意を表する次第である

七〇、戒嚴司令部發表表第十五號 六月十九日

今回の事件勃發以來引續き帝都警備に任じつゝありし仙臺、若松、新發田、村松、高田より上京中の第二師團派遣部隊の殘置部隊は明日二十日夫々其衝成地に歸還せしめらるゝことゝなれり

七一、陸軍省發表表 七月七日上午二時

去る二月二十六日東京に勃發したる叛亂事件に付ては其後特設せられたる東京陸軍軍法會議に於て慎重審判中の處直接事に參加したる將校一名、元將校二十名(内二名は事件直後自決死亡す)見習醫官三名、下士官一名、元准士官下士官八十九名、兵千三百五十八名、常人十名中起訴せられたる者は將校一名、元將校十八名、下士官二名、元准士官下士官七十三名、兵十九名、常人十名にして七月五日其の判決言渡を終了せり

右軍法會議の審判の結果に基く處刑及判決理由概ね左の如し

一、將校

禁錮四年

元將校

1. 死刑

(イ) 首魁

元陸軍歩兵大尉 香田 清貞 同 安藤輝三 元陸軍歩兵中尉 栗原安秀

(ロ) 謀議參與又ハ群衆指揮

元陸軍歩兵中尉 竹島 權夫 同 對馬勝雄 同 中橋基明

元陸軍工兵少尉 丹生 誠忠 同 坂井 直 元陸軍砲兵中尉 田中 勝

元陸軍工兵少尉 中 高 莞爾 元陸軍砲兵少尉 安田 俊 元陸軍歩兵少尉 高橋 太郎

元陸軍歩兵少尉 林 八 郎

(ハ) 謀議參與又ハ群衆指揮

元陸軍歩兵少尉 麥屋 清濟 同 常盤 稔 同 鈴木金次郎

同 清原康平 同 池田俊彦

三、元准士官、元下士官

禁錮十五年 元陸軍歩兵軍曹 宇治野時參

禁錮十三年 元陸軍歩兵伍長 長瀬 一

禁錮八年 元陸軍歩兵曹長 渡邊 清作

禁錮七年 同 尾島健次郎

禁錮七年 同 青木銀次

禁錮五年 同 小原竹次郎

禁錮四年 元陸軍歩兵曹長 立石利三郎

禁錮三年 元陸軍歩兵特務曹長 齋藤一郎

禁錮三年 元陸軍歩兵伍長 林 武

禁錮二年 元陸軍歩兵曹長 永田 露

禁錮二年 元陸軍歩兵軍曹 新正雄

禁錮二年(三年間刑執行猶豫) 元陸軍歩兵特務曹長 桑原雄三郎

禁錮二年(同) 同 神谷 光

禁錮二年(同) 同 豊岡久男

禁錮八年

禁錮七年

禁錮五年

禁錮三年

禁錮二年

禁錮二年

禁錮二年

禁錮二年

禁錮二年

禁錮二年

禁錮二年

禁錮二年

禁錮二年

元陸軍歩兵軍曹 大江昭雄

元陸軍歩兵軍曹 蛭田正夫

元陸軍歩兵伍長 北島弘

元陸軍歩兵軍曹 前田仲吉

元陸軍歩兵 堂込喜市

元陸軍歩兵 伊高花吉

元陸軍歩兵 福原若男

元陸軍歩兵 井澤正治

元陸軍歩兵 新井長三郎

元陸軍歩兵 新井長三郎

元陸軍歩兵 新井長三郎

元陸軍歩兵 新井長三郎

元陸軍歩兵 新井長三郎

元陸軍歩兵 新井長三郎

叛亂事件に関する當局發表稿

叛亂事件に関する當局発表輯

禁錮二年(同)	同	波邊春吉	禁錮二年(同)	同	門脇信夫
禁錮二年(同)	同	中村靖	禁錮二年(同)	同	奥山榮治
禁錮二年(同)	同	小河正義	禁錮二年(同)	同	梶間増治
禁錮二年(同)	同	木部正義	禁錮二年(同)	同	大木作藏
禁錮二年(同)	同	山田政男	同	同	田島榮次
禁錮一年(同)	元陸軍歩兵	堀宗一	禁錮一年(同)	同	田島榮次
禁錮一年(同)	元陸軍歩兵	窪川保雄	禁錮一年(同)	同	藤倉勘市
禁錮一年(同)	元陸軍歩兵	山本清安	禁錮一年(同)	同	神田稔
禁錮一年(同)	同	新井雅平	禁錮一年(同)	同	大森丑藏
禁錮一年(同)	同	井戸川富治	禁錮一年(同)	元陸軍歩兵	内田一郎
禁錮一年(同)	同	丸山岩雄	禁錮一年(同)	同	福島理本
禁錮二年(三年間刑)	陸軍歩兵上	中島興兵衛	禁錮二年(同)	同	坪井敬治
禁錮二年(二年間刑)	陸軍歩兵上	倉友普吉	同	陸軍歩兵一等兵	
禁錮六月(執行猶豫)	陸軍歩兵上				
禁錮六月(執行猶豫)	陸軍歩兵上				

- 首魁 村中孝次 首魁 磯部淺二 謀議參與又は群衆指揮 澁川善助 水上源一
- 禁錮十五年 宮田 禁錮十五年 中島清治 禁錮十五年 黒田 祖
- 禁錮十五年 綿引正三 禁錮十五年 黒澤鶴一
- 禁錮十年 山本 又

一、原因 動機

(イ) 村中孝次、磯部淺二、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、對馬勝雄、中橋基明は夙に世相の頹廢人心の輕佻を慨し國家の前途に憂心を覺えありしが就中昭和五年の倫敦條約問題、昭和六年の滿洲事變等を契機とする一部識者の警世的意見、軍内に起れる滿洲事變の根本的解決要望の機運等に刺戟せられ逐次内外の情勢緊迫し我國の現状は今や默視し得ざるものあり當に國民精神の作興、國防軍備の充實、國民生活の安定等方に國運の一大飛躍的進展を策せざるべからざるの秋に當面しあるものと爲し時難の克服打開に多大の熱意を抱持するに至れり尙此間軍隊教育に従事し兵の身上を通じ農山漁村の窮乏、小商工業者等の疲弊を知得して深く是等に同情し就中一死報國共に國防の第一線に立つべき兵の身上に後顧の憂多きものと思惟せり

澁川善助亦一時陸軍士官學校に學びたる關係に依り同校退校後も在學當時の知己たる右の者の大部と相交はるに及び此等と意氣相投するに至れり

斯くて前記の者は此の非常時局に處し當局の措置徹底を缺き内治外交共に萎靡して振はず政黨は黨利に墮して國家の

叛亂事件に関する當局発表輯

危急を顧みず財閥亦私慾に汲々として國民の窮狀を思はず特に倫敦條約成立の経緯に於て統帥權干犯の所爲ありと斷じ斯くの如きは畢竟元老、重臣、官僚、軍閥、政黨、財閥等所謂特權階級が國體の本義に悖り大權の尊嚴を輕んずるの致せる所なりと爲し一君萬民たるべき皇國本然の眞姿を顯現せむが爲速に此等所謂特權階級を打倒して急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり

而して其の急進矯激性が國軍一般將士の健實中正なる思想と相容れざりしに由り思想傾向相通する歩兵大尉大藏榮一、同菅波三郎、同大岸頼好等の同志と氣脈を通じ、天皇親率の下學軍一體たるべき皇軍内に所謂同志觀念を以て横斷的團結を敢てし又此の前後より前記の者の大部は北輝次郎及西田税との關係交渉を深め其の思想に共鳴するに至りしが特に北輝次郎著「日本改造法案大綱」たるや其の思想根底に於て絶體に我が國體と相容れざるものあるに拘らず其の雄勁なる文章等に眩惑せられ爲めに素朴純忠に發せる研究思索も漸次獨斷偏狹となり不知不識の間正邪の辨別を誤り國法を蔑視するに至れり而して此間生起したる昭和七年血盟團事件及五・二五事件に於て深く同愛者等の騷起に刺戟せられ益々國家革新の決意を固め右目的達成の爲には非合法手段も亦敢て辭すべきに非ずと爲し終に統帥の根本を紊り兵力の一部を僭用するも已むなしと爲す危險思想を包藏するに至れり

斯くて昭和八年頃より一般同志間の連絡を計り又は相互會合を重ね種々意見の交換を爲すと共に不穩文書の頒布等各種の措置を講じ同志の獲得に努むるの外一部の者に在りては軍隊教育に當り其の獨斷的思想信念の下に下士官兵に革新的思想を注入して其の指導に努めたり

戦せられ且上司より此種運動を抑壓せらるゝに及びて愈々反撥の念を生じ其運動頓に尖鋭を加へ更に天皇機關説を繰り起れる國體明後問題の進展と共に其の運動益々熾烈となり時恰も教育總監の更迭あるや之に關する一部の言を耳にし輕々なる推斷の下に一途に統帥權干犯の事實ありと爲し大に憤激せるが會々相澤中佐の永田中将殺害事件に會し深く此の舉に感動激發せらるゝ所あり遂に該統帥權干犯の背後には一部の重臣、財閥の陰謀策動ありと爲すに至り就中此等重臣は倫敦條約以來再度兵馬大權の干犯を敢てせる元兇なるも而も此等は國法を超越する存在なりと斷斷し合法的に之が打倒を企圖すとも到底其の目的を達し得ざるに由り宜しく國法を超越し軍の一部を僭用し直接行動を以て此等に天誅を加へざるべからず而も此の行動は現下非常時に處する獨斷的義舉なりと斷じ更に之を契機として國體の明後、國防の充實、國民生活の安定を庶幾し軍上層部を推進して所謂昭和維新の實現を齎らさしめむことを企圖せるものなり

(ロ) 竹島繼夫、丹生誠忠、坂井直、田中勝、中島莞爾、安田優、高橋太郎、常盤稔、林八郎、池田俊彦及山本又も豫てより我國現時の状態を以て國體の本義に反するものありと爲し特權階級を排除して所謂昭和維新を促進するの必要を痛感しつゝありしが昭和八年前後より逐次村中孝次等の思想信念に共鳴し同志として此等に接觸し遂に直接行動をも是認するに至れり

二計畫及準備

(イ) 昭和十年十二月第一師團が近く滿洲に派遣せらるべき旨の報傳はるや村中孝次、磯部淺一、栗原安秀等は第一師團將士の渡滿前主として在京同志に依り速に事を擧ぐるの要ありと爲し香田清貞及澁川善助と共に其の準備に著手し相

澤事件の公判を利用して或は特權階級廢敗の事情或は相澤中佐騒起の精神を宣傳し以て社會の注目を集め且同志の決意を促しつゝありしが今や諸情勢は正に維新斷行の機熟せるものと觀取し爾來各所に於て同志の會合を重ね近く決行することを定め且之が實行に關する諸般の計畫及準備を畫策し又歩兵大尉山口一太郎、北輝次郎、西田税、亀川哲也等と所要の連絡を爲せり

- (ロ) 之が具體案を確定する爲昭和十一年二月十八日頃夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、安藤輝三及亡元航空大尉河野壽は栗原安秀方に會合し襲撃の目標、方法及時期等に關し謀議の上近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊及歩兵第三聯隊の各一部を兵力を出動せしめて在京一部の重臣を襲撃殺害し別に河野壽の指揮する一隊を以て伯爵牧野伸顯を襲撃殺害し又豊橋市在住の同志をして興津別邸の公爵西園寺公望を襲撃殺害せしむること及決行の時期を來週中とする事等を決定し同月十九日磯部淺一は豊橋市に赴き對馬勝雄に東京方面の情勢を告げ相謀りて公爵西園寺公望襲撃殺害を確定せり
- (ハ) 同月二十二日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、亡元航空兵大尉河野壽は再び栗原安秀方に會合し騒起の日時及襲撃部署等に付謀議を遂げ同月二十六日午前五時を期し同志一齊に騒起することに決し且夫々部署を定めて總理大臣岡田啓介、大藏大臣高橋是清、内大臣子爵齋藤實、侍從長鈴木實太郎、伯爵牧野伸顯、公爵西園寺公望を殺害すること爲し得れば宮城坂下門に於て奸臣と目する重臣の参内を阻止すること及警視廳を占據して其の機能の發動を阻止すること並に陸軍省、參謀本部、陸軍大臣官邸を占據し村中孝次、磯部淺一、香田清貞等より陸軍大臣に對し事態收拾に付善處方を要望すること等を謀議決定せり

- (ニ) 同月二十三日栗原安秀は豊橋市に赴き對馬勝雄、竹馬繼夫等に右決定事項を傳達し襲撃に關する打合せを爲せり。同日頃澁川善助は前記計畫を知り村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、香田清貞、亡元野中四郎等は歩兵第一聯隊に會合し騒起後企圖達成自らは神奈川縣湯河原町に於ける伯爵牧野伸顯の所在を偵察すること及同人は直接行動部隊に加はらず専ら外部に在りて被告人等の企圖達成の爲策動すること等を謀議決定し又同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三及亡元歩兵大尉野中四郎等は歩兵第三聯隊に會合し内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃したる後更に教育總監渡邊錠太郎私邸を襲撃し同人を殺害すること等を謀議決定せり
- (ホ) 同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、香田清貞、亡元野中四郎等は歩兵第一聯隊に會合し騒起後企圖達成の爲陸軍上層部に對する折衝は村中孝次、磯部淺一、香田清貞等に於て、之を擔當すること及部外参加者は二十五日午後七時迄に歩兵第一聯隊に集合すること等を謀議決定せり
- (ヘ) 以上謀議決定したる事項は極力之が秘密を保持しつゝ、同月二十五日夕迄に其の全部又は所要の部分他の同志に通告せしが同志は何れも之を快諾者は之に同意せり
- (ト) 但し麥屋清濟、鈴木金次郎、清原康平は未だ兵力を使用し直接行動に出づるの意思を有せざりしも前記計畫の示達を受くるや遂に小節の情義に従ひ或は強制的勸誘を排するの氣力を缺き麥屋は中隊附として又鈴木及清原は各所屬中隊下士官兵を率ひて之に参加を決意するに至れるものなり
- (ト) 同月二十五日夕村中孝次は亀川哲也方に於て西田税及亀川哲也と相會し愈々明二十六日拂曉を期し決行すべきことを告げ以て同人等と所要の連絡を遂げ且つ亀川哲也より騒起資金若干を受領せり



同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞等は歩兵第一聯隊に會合し前記襲撃及占據後陸軍大臣に對し要望すべき事項として

- 一、陸軍大臣の斷乎たる決意に依り速に事態を收拾して維新に邁進すること
- 二、皇軍相撃の不祥事を絶體に惹起せしめざること
- 三、軍の統帥破壊の元兇を速に逮捕すること
- 四、軍閥的行動を爲し來りたる中心人物を除くこと
- 五、主要なる地方同志を即時東京に招致して意見を聴き事態收拾に善處すること
- 六、前各項實行せられ事態の安定を見る迄騒起部隊を現占據位置より絶體に移動せしめざること

等を謀議決定し且つ村中孝次の起草したる願起趣意書なるものを印刷交付せり

(丙) 是より先き對馬勝雄は同月十九日豊橋自宅に於て磯部淺一の來訪を受け東京方面の情勢を承知し相謀りて同時に豊橋市在在の同志を以て公爵西園寺公望を襲撃殺害すべきことを決定し同月二十日以後竹馬繼夫と共に同志歩兵中尉井上辰雄、同塩田淑夫、同板垣徹及一等主計鈴木五郎に對し之が参加を求めたるに板垣徹は其の贊否を保留し他の三名は執れも之を承諾し同月二十三日對馬勝雄、竹馬繼夫及鈴木五郎は連絡の爲來れる栗原安秀より東京に於ける襲撃計畫及決行目的等に関する決定事項の通達を受け静岡縣興津町西園寺公望別邸の襲撃も豊橋陸軍教導學校の下士官兵約百二十名を以て同月二十六日午前五時を期して決行し同人を殺害すること並に其の實行計畫の概要を謀議決定し其後對馬勝雄、竹馬繼夫等は之が細部に關し準備する所ありしが同月二十五日に至り板垣徹が兵力使用の點に付敢然反對し

たる爲遂に公爵西園寺公望襲撃を中止し對馬勝雄、竹馬繼夫は急遽上京して同志の行動に参加するに至れり

三、行動の概要

斯くて以上同志は相團結の上前記各決定事項に基き左の如く行動せり

- 1. 栗原安秀、林八郎、池田俊彦、對馬勝雄は内閣總理大臣官邸を襲撃し總理大臣岡田啓介を殺害する任務を擔當せるが二月二十六日未明所屬歩兵第一聯隊機關銃隊下士官等に所要の件を傳達し次で非常呼集を行ひ機關銃隊全員を會前に整列せしめ願起の趣意を告げ其の一部を丹生部隊に配屬し自ら銃隊下士官兵約三百名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し同五時頃内閣總理大臣官邸を襲撃し同邸を護衛せる警官村上嘉茂左衛門、土井清松、清水與四郎及小館喜代松の四名並總理大臣秘書官事務囑託松尾傳藏を殺害したるも松尾傳藏を以て岡田首相と誤信し爲に同人を殺害するに至らず
- 2. 中橋基明、中島亮爾は大藏大臣高橋是清私邸を襲撃して同人を殺害する任務を擔當し二月二十五日夜近衛歩兵第三聯隊第七中隊下士官兵約百二十名を守衛隊控兵と突入隊とに分し前者は歩兵少尉今泉義道をして之を率ゐしめ後者を以て同邸内に侵入して高橋藏相を殺害すること等を決定し翌二十六日午前三時頃中橋基明、中島亮爾は同中隊營内居住室に在りし今泉義道の許に到り昭和維新斷行の爲高橋藏相の殺害に赴く旨を告げ且行動を共にすべく勸告したるも諸否を明にせざるを以て中橋基明は我々と行動を共にすると否とは自由に委す但し願起後は當然守衛隊控兵の派遣あるべきを豫想せらるゝが故に控兵副司令たる貴官は唯控兵を引率せよと申渡し同室を立去れり今泉義道は事茲に至る既に已むを得ずと爲し中橋基明の意に従ひ行動せむと決意するに至れり

次て同四時頃中橋基明は非常呼集を行ひ明治神宮参拜と稱し下士官兵約百二十名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し自ら突入隊を率ひ同五時頃大藏大臣高橋是清私邸を襲撃し同人を殺害し次て一同同邸を退去し中島憲爾は中橋基明の指示に依り突入隊を指揮して内閣總理大臣官邸に到れり。一方今泉義道は暹羅公使館附近に位置し中橋基明等の高橋藏相私邸襲撃間待機の姿勢に在りしが中橋基明と共に襲撃後守衛隊控兵を率ひて守備隊司令官の許に到り次で命令に依り坂下門の警戒に任じたる後同十一時頃勤務の交代を命ぜられ所屬部隊に歸營せり。

3. 坂井直、高橋太郎、栗屋清濟、安田優は内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害し更に高橋太郎、安田優は教育總監渡邊鏡太郎私邸を襲撃し同人を殺害する任務を擔當し下士官兵約二百名を指揮し同四時二十分頃兵營を出發し同五時頃子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害し其の際身を以て内府の危害を防がんとしたる夫人春子に對し過つて銃創を負はしめたる上同五時十五分頃一同同邸を退去し坂井直、栗屋清濟は主力部隊を率ひて陸軍省附近に到り尙高橋太郎、安田優は下士官以下約三十名を指揮し豫ての計畫に基き赤坂離宮前に於て田中勝の交付せる軍用自動車に搭乗し教育總監渡邊鏡太郎私邸に向ひ同六時頃同邸を襲撃し妻と子の制止を排して同人を殺害し同六時三十分頃一同同邸を退去し陸軍省附近に到り坂井部隊の主力に合せり。
4. 安藤輝三は侍從長官邸を襲撃し侍從長鈴木實太郎を殺害する任務を擔當せるが二月二十六日午前三時頃非常呼集を行ひ全員を合前に整列せしめ同三時三十分頃兵營を出發同四時五十分頃侍從長官邸を襲撃し侍從長に數箇の銃創を負はしめ次て安藤輝三は侍從長に「止め」を刺さんとせしが夫人孝子の懇請に依り之を止め遂に殺害するに至らず同五時三十分頃一同同邸を退去し麹町區三宅坂附近に到れり。

5. 常盤稔、清原康平、鈴木金次郎は亡野中四郎の指揮の下に警視廳を占據するの任務を擔當し二月二十六日午前二時頃各所屬中隊の非常呼集を行ひ准士官以下約五百名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發同五時頃警視廳前に到着し同廳司法省側及櫻田門側道路上數箇所に機關銃、輕機關銃、小銃若干分隊を各配置して同廳の各出入口を扼し又同廳屋上に輕機關銃、小銃若干分隊を配置し更に電話交換室の一部を配置して一時外部との通信を妨害せり。
6. 丹生誠忠は陸軍大臣官邸を占據し陸軍省、參謀本部周囲の交通を遮斷し香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍上層部に對する折衝を容易ならしむる任務を擔當したるが二月二十六日午前四時頃非常呼集を行ひ下士官兵約百七十名を指揮し、村中孝次、磯部淺一、香田清貞、竹馬權夫、山本又等と共に同四時三十分頃兵營を出發、同五時頃陸軍大臣官邸に到着し主力部隊を以て、同官邸に表門に位置せしめ以て特定人以外の出入を禁止せり。
7. 田中勝は所屬野戰重砲兵第七聯隊の自動車を以てする輸送の任務を擔當したるが二月二十六日午前三時三十分頃下士官兵十三名に對し夜間自動車行軍を兼ね靖國神社参拜を爲すと稱し聯隊備附の乗用自動車一輛、自動貨車三輛、側車附自動二輪車一輛に夫々分乗せしめ之を指揮して午前三時十五分頃兵營を出發、途中靖國神社に参拜し次て宮城を拜し同五時頃陸軍大臣官邸に到着し、磯部淺一の指示に依り直に乗用自動車に搭乗し且兵二名をして自動貨車一輛を運轉せしめ共に赤坂離宮前附近に到り折柄齋藤内大臣私邸の襲撃を終へ更に渡邊教育總監私邸襲撃の爲待合せ居たる高橋太郎、安田優の指揮する部隊に右自動貨車を交付し次て同九時頃東京朝日新聞社を襲撃するに當り乗用自動車一輛、自動貨車二輛を之に交付して其の部隊の輸送に充て其他所屬自動車或は首相官邸備附の乗用自動車を使用し以て連絡

- 輸送に任じたり
8. 栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾は同月二十六日午前九時頃下士官兵約五十名を指揮し軍用自動車三輛に分乗して東京朝日新聞社を襲ひ、同社をして一時新聞發行を不能ならしめ次で東京日日新聞社、時事新報社、國民新聞社、報知新聞社及電報通信社等の各社を廻り、騒起趣意書を配布し之が掲載を要求して首相官邸に歸還せり
  9. 澁川善助は二月二十三日神奈川縣湯河原町に赴き牧野伸顯の所在を偵察したる上歸京し事件勃發後は外部に在りて同志等の企圖を達成せしめんが爲同月二十七日夜澁川町區九段一丁目中橋照夫と相謀り豫て氣脈を通し居たる山形縣農民青年同盟長谷部清十郎等をして相呼應して事を舉げしむる事に決し、之が實行の爲め前記中橋に拳銃及同貫砲を與へ更に栗原安彦に依頼し某銃砲店より右拳銃用貫包三百發を入手せんとしたるも事發覺して目的を遂げず同月二十六日以後歩兵大尉松平昭光等と連絡し外部情報の蒐集に努め之を被告人等の部隊に通報し居たるが二十八日安藤輝三の部隊に投じて士官を鼓舞激動し、同日夕陸相官邸に到り諸般の助力を爲し又坂井直と同官邸附近警戒線を巡視して區處を與へたり
  10. 亡河野壽は神奈川縣湯河原町伊藤屋旅館別荘に滞在中の牧野伸顯殺害の任務を擔當し二月二十五日夜豫て栗原安秀の招致に依り歩兵第一聯隊に集合せる歩兵軍曹宇治野時參外兵一名並に民間の同志宮田吳、中島清治、黒田純、水上源一及綿引正三を指揮し輕機關銃二銃其他を携行し翌二十六日午前零時四十分頃自動車二輛に分乗出發し、同五時頃湯河原町に到着し伊藤屋旅館別荘を襲撃して牧野伸顯を搜索したるも之を發見し得ざるに依り同人を燒殺せんとして同別荘に放火して之を燒燬し又右襲撃に當り護衛巡查皆川義孝を射殺したる外附添看護婦森すゞ江に銃創を、折柄

- 消火の爲め駆付けたる岩本龜三に銃創を負はしめたるも遂に牧野伸顯殺害の目的を遂ぐるに至らず、此間水上源一は亡河野壽の重傷を負ひ再起し難きを知るや爾餘の者を指揮奮勵し率先抜刀して屋内に闖入し或は牧野伸顯を燒殺せんとして家屋に火を放ち或は消火の爲め駆付けたる者に對し刀を振擲して威嚇制止に勉むる事の行爲を敢てせり
11. 二月二十六日東京方面の襲撃を終へたる部隊は豫め計畫せる所に基き首相官邸、陸軍省及警視廳を占領し澁川町區西南部地區一帯の交通を制限し以て香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍首腦部に對する折衝工作を支援せり
- 前記香田清貞村中孝次磯部淺一等は丹生誠忠の指揮する部隊と共に二月二十六日午前五時頃陸軍大臣官邸に到着陸軍大臣川島大將に面接し香田清貞は一同を代表して騒起趣意書を朗讀すると共に各所襲撃の状況を説明したる後維新斷行の爲善處を要望し又眞崎大將古莊陸軍次官山下少將瀧井歩兵中佐を招致して事態收拾に善處せられたる旨要請せり此の間同日午前十時頃磯部淺一は同邸表玄関前に於て折柄來合せ居たる片倉歩兵少佐に對し拳銃を以て射撃し同人に銃創を負はしめたり
- 次で彼等は折柄來邸したる山下少將より軍首腦部に於て起來したる説得文を讀聞け説示せられたるも之に眼せず
- 第一師管戰時警備の下令せらるゝや成るべく此等部隊は流血の慘を避け説得に依り歸隊せしめむとする警備司令官の方針に基き同二十六日夕より歩兵第一聯隊長小藤大佐の指揮に入らしめられ次で同二十七日早朝戒嚴令中の一部施行ありし後も前日と同一方針の下に右状態に持續せしめられたるが幹部は之を以て一般の情勢好轉せりと判斷し益其の所信を深め其の企圖を斷行推進せむと志すに至れり

12. 二月二十七日朝村中孝次は蒲井中佐等の勸告に依り陸軍省參謀本部の執務の便宜を顧慮し同地を解放し寧ろ此際各所屬部隊に引揚ぐべき旨同志に提議せるが一同の容るゝ所とならず結局首相官邸及新議事堂附近に部隊を集結することとに一決したるを以て村中孝次、香田清貞は戒嚴司令部に到り司令官香椎中將、參謀長安井少將等に對し騒起の趣意並に軍上層部に對する要望を述べ部隊の配備を縮少せる件を説明し現警備状態を暫く是認せられたるに否らざれば軍隊相撃の危険性ある旨を力説して村中孝次、磯部淺一等は北輝次郎より事態收拾に關する電話の示教に基き香田清貞、栗原安秀、亡野中四郎等と協議し同日午後四時頃陸相官邸に於て一部軍事參議官と會見し事態收拾に關し要請する所ありしが却て先づ小藤大佐の命に従ひ現位置を撤去するの必要を説示せられ一應は之を諒解せるも撤去意思を確定するに至らず而して此等部隊は小藤大佐の指揮に基き同夜より首相、藏相、鐵相、農相、文相各官邸、料理店華樂及山王ホテル等に宿營せり

13. 二月二十八日朝村中孝次、香田清貞等は近衛歩兵第三聯隊長より中橋基明に對する聯隊命令として「戒嚴司令部は勅命を奉じ占據部隊をして速に歩兵第一聯隊兵營附近に集結せしめらるゝに依り同中尉は其の指揮にある部隊を率ゐ小藤大佐の指揮に入り行動すべき旨の電話通達ありたるを承知し小藤大佐に對し其の措置の不當を難ざるが會、小藤大佐は戒嚴司令部に對し下されたる同志を速に原所屬に復歸せしむべき旨の勅命に基き第一師團命令を受領し之が傳達を企圖せる時なりしも同人等の感情の激化甚だしきに由り姑く之を保留せり之と前後して村中孝次、香田清貞對馬勝雄等は午前十時頃第一師團司令部に到り師團長及參謀長に對し勅命の下令なき様時旋方を陳情し陸相官邸に歸來せるに山下少將來邸し是等首腦者に對し勅命に基き行動の實施近きこと確實なるを以て善處すべき旨通達する所あり依て

首腦者一同會議の結果自決の決心を爲し偶、説得に來れる師團長及小藤大佐に對しても陛下の御命令に服従すべき旨を誓ひたるも北輝次郎、西田稅等の電話激動と一部幹部中朝來四圍の情勢の急變と各種情報の混亂錯綜とに藉へ復歸命令は眞の大御心に非るべしと主張するものあり又第一線を指揮しありたる者も情況の不明に基因し或は流言に惑はされ心境一變し包圍部隊が彈壓の措置に出づるに於ては飽くまで現位置を固守して抗戦せむと決意し今月二十八日夕より首相官邸、新議事堂、陸軍省、山王ホテル等に位置して戰鬪準備を爲すに至れり

14. 斯くて戒嚴司令官香椎中將は小藤大佐に對し被告人等部隊の指揮權を解除し一般包圍部隊に對し二十九日朝を期し一齊に占據地區の掃蕩を下令するに至りしが叛亂幹部の大部は二十九日早朝「ラヂオ」放送並に撤布せられたる「ピラ」等に依り勅命に基き行動の既に開始せられたるを確知し且包圍部隊の逐次近迫せるを目撃し抵抗を斷念して下士官兵に對し屯營に歸還を令じ先に此等の手裡を自ら脱して歸營せる數十名を併せて同日午後二時頃までに下士官兵の全部に歸順するに至れり

15. 兩後山本又を除き幹部全員陸相官邸に集合し其の多くは自決を決意したるも一部の者は其の時機に非ざるを主張し遂に亡野中四郎を除くの外一同自決を斷念し同日夕何れも東京衛戍刑務所に強制收容せられ山本又は其の宗教心より同日正午頃逃れて身延山に向ひしが三月四日東京憲兵隊に首出せり

16. 大江昭雄及齊藤一郎は二月二十五日夜中橋基明より明朝他部隊と共に騒起すべき旨申聞かされたる處大江は豫てより舊上官たる同人より昭和維新斷行の要に付啓蒙を受け同人等の企圖の一部を知悉し居たるより本屬の指揮系統を離れて之に参加せんことを決意し齊藤一郎も亦豫てより中隊長代理たる同人が國家革新思想を抱懐しあることを知り居

- たるを以て同人が命令に假託して犯罪を強要するものなるを諒知したるも平素の情誼上之を拒み得ずして参加を決議し六日非常召集に依り中隊兵員と共に中橋基明指揮の下に屯營を出發し同五時頃高橋邸に到り齊藤一郎は同邸屋内に闖入し藏相の所在を搜索したる上同邸を退去し次いで中橋基明と共に守衛第一小隊長として宮城内の警戒に任じた
- 大江昭雄は輕機二箇分隊を率る前記高橋邸前方路上に於て憲兵警察官に對し警戒したる後部下を率ゐて首相官邸に赴き栗原部隊に合流し之と共に行動し居たり
16. 前田仲吉は二月二十五日夜丹生誠忠より明二十六日早朝を期し昭和維新断行の爲騒起する旨を告げられ次で二十六日午前二時三十分頃同人より騒起趣意書と題する檄文を讀開けられ且つ之が配布を受け更に當中隊の任務等を告げらるゝや直に参加を決議し非常召集に依り中隊兵員と共に丹生誠忠の指揮の下に屯營出發午前五時頃陸軍大臣官邸に到着するや兵五名を率ゐて陸軍省通信所に至り電話等に依る通信機關の使用を禁止したり
17. 尾島健次郎は二月二十六日午前三時頃舊上官たる栗原安秀より昭和維新断行の旨告げらるゝや豫て同人より國家革新の思想を注入せられ之に共鳴し居たるところより本屬系統を離れて直ちに之に参加を承諾し同人の指揮の下に屯營出發、機關銃小隊長として兵約六十名を率る總理大臣官邸裏門に到り各分隊を部署して同邸外部の警戒を爲さしめ且自ら其の警戒線を巡視し爾後引續き部下を率ゐて同官邸に位置せるものなり
18. 林武及新正雄は二月二十五日夜所屬中隊週番士官たる坂井直より騒起の趣意を告げらるゝや自ら進んで本行動に参加する意志なきも上官の言辭に魅惑せられ且平素の命令服従關係に拘束せられ其の違法なることを推知しつゝも已む

なく齋藤内大臣邸襲撃に参加せり

尙新正雄は出發前坂井直の指示に依り聯隊彈藥庫を開扉し實包を取出し之を各中隊彈藥受領者に交付したる後指示に基き分隊長として齋藤内大臣私邸襲撃に参加し同邸内に侵入して同家裏側の警戒に任じたり

又林武は齋藤内大臣邸襲撃に當り輕機關銃分隊長として兵十四名を率ゐる同邸内に侵入し坂井直の命に依り輕機關銃を以て女中部屋門戸を破壊せしめ同所より屋内に入り齋藤實を射撃したる際拳銃六發を發射せり尙林武は右襲撃後渡邊教育總監私邸襲撃に分隊長として参加せり

10. 和田露及堂込喜市は二月二十五日夜中隊長安藤輝三より明朝騒起して鈴木侍從長を襲撃すべき旨を告げらるゝや同人が命令を強制下に参加せしめんとするものなるを諒知したるも平素の情誼上之を拒み得ずして出動を決議し小隊長の任を帯び安藤輝三指揮の下に屯營を出發し二十六日午前四時五十分頃前記侍從長官邸附近に到り和田露は第一小隊長として下士官兵約八十名を率ゐる同官邸裏門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し又堂込喜市は第二小隊長として兵約八十名を率ゐる同官邸表門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し次で安藤輝三に隨ひ部下を率ゐて陸軍省新議事堂幸樂及山王「ホテル」等に位置したり

20. 立石利三郎は第七中隊長たりし野中四郎より本行動に参加を求めらるゝや所屬隊週番士官に何等報告する事なく統帥を素ることを承知しつゝ之に同意し同機關銃隊下士官四名、兵約七十名を指揮し機關銃八及同實包を携行して野中部隊の警視廳襲撃に参加せり

21. 伊高花吉は安藤輝三の思想に稍々共鳴しありしが二月二十五日夜所屬中隊鈴木金次郎に伴はれ第七中隊長亡野中四郎叛亂事件に関する當局発表稿

一郎の許に到り参加の決意を促さるゝや之に同意し且統帥を素ることを察知しつゝ、第十一中隊附須田軍曹に参加を勧誘せり出動後は警視廳占據部隊に加はり輕機關銃分隊長として兵二十名を率ひ同隊前の警戒等に任ぜり

22. 北島弘、渡邊清作、青木銀次、長瀬一は二月二十五日夜所屬中隊にあらざる第一中隊週番士官坂井直より騒起の趣旨を告げらるゝや直に之に同意し次で長瀬は蛭田正夫に青木は小原竹次郎に其の旨を傳へ且何れも所屬中隊週番士官に何等報告することなく竊かに二年兵の一部を率ゐて坂井部隊に加はり内大臣齋藤實私邸の襲撃に参加せり右襲撃後更に蛭田及長瀬は共に輕機關銃分隊長として渡邊教育總監私邸の襲撃に参加せしが特に長瀬一は同邸外扉を射撃破壊し或は自ら進んで屋内に侵入し安田優に續いて寢室に殺到し既に斃れたる總監の背部に對し拳銃を發射せり

尙長瀬一は入營前より團體の研究に志し且居常明治維新烈士の言行を敬愛しありしが入營後安藤輝三の指導と相俟つて團體顯現の爲には一身を犠牲とし直接行動を爲すも敢て辭せざるの信念を有するに至れるものなり

28. 宇治野時參、宮田晃、中島清治、黒澤鶴一、水上源一及綿引正三等は夙に栗原安秀の思想信念に共鳴感激し特に水上は軍隊を利用するに非ざれば革命は成功し得ずとの信念に基き青年將校中多數の同志に進んで接近し又自宅其他の各所に於て栗原と會合を重ね直接行動の目標、實行方針並其時期等に關し屢々意見を交換し且つ同人より多額の資金を受け只管奮起の時機を待望し居りたるものなる所前記の者は二月二十五日栗原安秀の招致に依り同夜宇治野時參、黒澤鶴一は僅に其の本屬部隊を離れ同隊機關銃隊栗原安秀の許に參集し其他の者は隊外より來り會し栗原より實行計畫の概要を説示せられ且つ亡河野壽指揮の下に在湯河原伊東屋旅館別荘牧野仲顯襲撃暗殺の任務を授けらるゝや孰れも勇躍参加したるものにして其の襲撃に方りては宮田晃は黒澤鶴一と共に亡河野壽に従ひ屋内に闖入し巡査皆川

義孝を燈したるも河野及宮田と共に重傷を負ひたり

黒田和は最初同別荘裏門口より闖入し拳銃を亂射し次で同別荘裏側道路に廻り牧野仲顯の脱出を警戒中火槍に追はれ裏庭湯殿附近の空地に避難せる婦女子數名中に同人らしき姿を認め直に「天誅」と叫び拳銃三四發を亂射せり

宇治野時參は日本刀を携へ最初水上源一に従ひ同別荘玄關に向ひたるが同人の放火後は同別荘西南側高地附近に於て牧野仲顯の脱出及警戒隊の來襲を警戒し次で焙上中の屋内に輕機關銃を亂射せり

綿引正三は刑事巡査らしき寢卷委の男三名を發見するや拳銃を擬して威嚇撃退し次で水上源一の放火後は同別荘東側石垣上に數名の婦女子が避難露跡しあるを認め其の中に牧野仲顯も潜伏しあるべしと直感し之に向ひ拳銃を發射せり

中島清治、黒澤鶴一は最初外部の警戒に任じありしが水上源一の區處に依り輕機關銃又は拳銃を以て附近に亂射し威嚇せり

水上源一の行動に付ては行動概要の(10)に述べたるが如し

被告人中將校、元將校及重要なる常人等が國家非常の時局に當面して激發せる慨世憂國の至情と一部被告人等が其の進退を決するに至れる諸般の事情とに就ては之を諒とすべきものなきにあらざるも其の行爲たるや聖諭に悖り理非顛逆の道を誤り國憲、國法を無視し而も建軍の本義を紊り苟も大命なくして斷じて動かすべからざる皇軍を借用し下士官兵を率ゐて叛亂行爲に出でたるが如きは其の罪憲に重且大なりと謂ふべし仍て前記の如く處斷せり

又下士官、兵中有罪者一部の者に在りては黨を結び兵器を執り反亂を爲すに當り進んで諸般の職務に従事したるものと認め得べしと雖も其の他の者に在りては自ら進んで本行動に参加するの意志なく平素より上官の命令に絕對に従事するの觀念を馴致せられあり、尙同僚始め大部隊の出動する等四圍の状況上之を拒否し難き事情等の爲己むなく参加し其の後に於ても唯命令に基き行動したるものにして今や深く其の非を悔ひ改悔の情顯著なるものあるを以て之等の者に對しては刑の執行を猶豫し爾餘の下士官、兵は上官の命令に服従するものなりとの確信を以て其の行動に出でたるものと認め罪を犯す意なき行爲として之を無罪とせり

七二、陸軍省發表

七月十日

今次事件の責任者として待命中の左記の者は本十日發令左の如く豫備役仰付けられたり

- |    |      |         |
|----|------|---------|
| 待命 | 陸軍中將 | 香 椎 浩 平 |
| 同  | 同    | 堀 文 夫   |
| 同  | 同    | 橋本虎之助   |
| 同  | 同    | 岩 佐 祿 郎 |
| 同  | 陸軍少將 | 中 井 武 三 |
| 同  | 同    | 工 藤 義 雄 |
| 同  | 同    | 子爵大島陸太郎 |
| 同  | 同    | 石 田 保 道 |

(各通)

豫備役被仰付

七三、陸軍省發表

七月十二日

去る七月五日死刑の判決言渡ありたる香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、竹馬繼夫、對馬勝雄、中橋基明、丹生誠忠、坂井直、田中勝、中島義爾、安田優、高橋太郎、林八郎、澁川善助、水上源一は本十二日其の刑を執行せられたり

七四、勅令公布

七月十七日

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認め樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ昭和十一年勅令第十八號一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件廢止ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十一年七月十七日

各 國 務 大 臣 副 署

勅令第百八十九號(緊急勅令) 昭和十一年勅令第十八號ハ之ヲ廢止ス

附則 本令ハ公布ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス

叛亂事件に関する當局發表稿

朕昭和十一年勅令第十九號昭和十一年勅令第十八號ノ施行ニ關スル件廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年七月十七日  
内閣總理大臣 廣田 弘毅  
陸軍大臣 伯爵寺 內 壽一

勅令第九十號昭和十一年勅令第十九號ハ之ヲ廢止ス

附則 本令ハ公布ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス

朕戒嚴司令部令廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年七月十七日  
内閣總理大臣 廣田 弘毅  
陸軍大臣 伯爵寺 內 壽一

勅令第九十一號 戒嚴司令部令ハ之ヲ廢止ス

附則 本令ハ公布ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス

七五、陸軍省發表 七月十八日  
去る二月二十六日下令せられたる第一師管の戰時警備は、七月十八日解除せらる



